

令和4年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和4年3月3日から令和4年3月17日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和4年3月8日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 3 号）のとおりであります。

古川建設課長より、3 月 3 日の議案の説明の際、金額を複数個所誤って発言したため、訂正し、改めて説明し直したいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

皆さんおはようございます。

今ほど、水野議長からありましたとおり、3 月 3 日の本定例会初日に、私がお説明をいたしました「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」の説明内容に、予算書とは異なる箇所が多々ございました。議員の皆様方には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたので、心からお詫びを申し上げますとともに、再説明の機会をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

なお、予算書に誤りはございませんので、改めまして議案第 26 号「令和 4 年度会津坂下町水道事業会計予算」について、説明をさせていただきたいと存じます。

第 1 条、令和 4 年度会津坂下町の水道事業会計予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 2 条は、業務の予定量でありまして、給水戸数を 5,591 戸、給水人口を 1 万 4,522 人、年間配水量を 187 万 m³、一日平均配水量を 5,123 m³に、それぞれ予定したいというものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款水道事業収益を 5 億 1,542 万 7 千円、支出につきましては、第 1 款水道事業費用を 4 億 8,762 万 5 千円と予定したいというものであります。

次ページをお開きください。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定めたいというものであります。

収入につきましては、第 1 款資本的収入を 2 億 945 万 1 千円、支出につきましては、第 1 款資本的支出を 3 億 2,910 万 7 千円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 1,965 万 6 千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1 億 841 万 3 千円「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,124 万 3 千円で補てんするものであります。

第 5 条は、企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を 1 億 6,190 万円と定めたいというものであります。

第 6 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を、次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、営業費用、営業外費用及び特別損失であります。

次のページをご覧ください。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は、職員給与費の 3,058 万 5 千円であります。

第 8 条は、他会計からの補助金でありまして、水道事業助成のための補助金額は 883 万 7 千円であります。

第 9 条は、たな卸資産の購入限度額でありまして、限度額を 545 万 5 千円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1 ページから 2 ページまでは予算の実施計画であります。これにつきましては、16 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、貸借対照表における現金預金と同定義となります。資金期首残高は、貸借対照表上の令和 3 年度末現金預金残高 6 億 7,578 万 70 円と予定しており、資金期末残高は、令和 4 年度末現金預金残高 6 億 2,082 万 6,997 円と予定したいというものであります。

4 ページをお開きください。令和 3 年度予定損益計算書であります。

次の 5 ページには令和 3 年度予定貸借対照表を、次の 6 ページには令和 4 年度予定貸借対照表を記載してございます。

7 ページから 13 ページまでは給与費明細事項であります。

次に 14、15 ページは注記表であります。

次に 16 ページをご覧ください。予算明細書であります。

その主なものについてご説明申し上げます。

まず、収益的収入につきましては、1 款 1 項 1 目給水収益の本年度予定額は 4 億 4,133 万 8 千円で、前年度比 999 万 2 千円の減であります。これは、水道使用料でありまして、前年度実績見込額から計上したものであります。

1 款 1 項 3 目その他の営業収益の本年度予定額は 595 万 5 千円で、前年度比 107 万 6 千円の増であります。3 節加入金の新規見込として、柳田地区開発に伴う大型商業施設ほか、一般住宅の見込み分を含め、前年度比 79 万 2 千円増の 247 万 5 千円を計上いたしました。4 節雑収益の 259 万円は、消火栓維持管理負担金、下水道及び農業集落排水事業特別会計からの使用料徴収経費負担金を計上したものであります。

17 ページをお開きください。

1 款 2 項 2 目他会計補助金の本年度予定額は、前年度と同額の 883 万 7 千円であります。これは、水道事業助成のための一般会計及び坂下東第一地区土地区画整理特別会計からの補助金でありまして、企業債元利償還金の一部補助となっております。

1 款 2 項 3 目雑収益の本年度予定額は 191 万 1 千円で、前年度比 60 万 1 千円の増であります。これは、令和 4 年度実施の水道メーター一斉交換対象件数が昨年度より増となり、メーターの残存価格の取替差益分が増となるためであります。

1 款 2 項 4 目長期前受金戻入の本年度予定額 5,699 万 5 千円でありまして、現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正益は、存目であります。

18 ページをご覧ください。収益的支出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目原水及び浄水費の本年度予定額は 1 億 9,039 万円で、前年度比 1 万 5 千円の減であります。

主なものとしまして、31 節受水費 1 億 8,814 万 4 千円で、これは会津若松地方広域市町村圏整備組合からの受水費用であり、前年度の実績見込量を基に算出し、26 万 4 千円の減となりました。

1 款 1 項 2 目配水及び給水費の本年度予定額は、5,244 万 8 千円で、前年度比 316 万 5 千円の増であります。

19 ページをお開きください。17 節委託料であります。

主なものとしまして、水質化学検査等では、3 年に 1 度の全項目検査の実施により、前年度比 41 万 3 千円増の 147 万 6 千円。メーターの取り替えでは、件数の増により 168 万 2 千円増の 443 万 1 千円を計上いたしました。

また、新規に廃棄処分として、施設に保管されていた低濃度 P C B や撤去した塩ビ管・ポリ管の処分費用として 189 万円を計上しております。

20 節修繕費は 1,160 万 6 千円で、給水管等漏水修理及びメーター一斉交換に係る経費が主なものでありまして、前年度比 119 万 5 千円の減であります。48 節工事請負費は、配水管布設替工事等に伴う給水等布設替え工事費であります。

20 ページをご覧ください。

1 款 1 項 3 目受託工事費の本年度予定額は 33 万 3 千円で、前年度比 1 万 5 千円の増であります。

1 款 1 項 4 目総係費の本年度予定額は 6,108 万 3 千円で、前年度比 132 万 1 千円の増であります。1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 4 名分の人件費であります。また、令和 4 年度から新規に会計年度任用職員 1 名分を計上しております。

21 ページをお開きください。

14 節印刷製本費 152 万 2 千円は、水道使用料関係の納付書及び検針における感熱ロール紙等を計上しております。15 節通信運搬費 284 万 5 千円は、水道施設の電話料と納付書発送等の郵便料であります。17 節委託料 1,476 万 3 千円は、水道検針業務及び水道業務システムの保守料等であります。19 節賃借料 492 万 9 千円は、水道料金システム及び

水道用ハンディターミナル機器の賃借料等であります。

22 ページをご覧ください。

1 款 1 項 5 目減価償却費の本年度予定額は 1 億 4,523 万円で、前年度比 296 万 2 千円の増であります。主なものは、配水管等の構築物が 1 億 3,854 万 4 千円、機械及び装置が 495 万 6 千円であります。

1 款 1 項 6 目資産減耗費の本年度予定額は 1,964 万 1 千円で、前年度比 137 万 9 千円の増であります。これは、配水管布設替などに伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目支払利息の本年度予定額は 761 万 8 千円で、前年度比 170 万 2 千円の減であります。これは、企業債償還に伴う利息であります。

1 款 2 項 2 目雑支出の本年度予定額は 215 万 5 千円で、前年度比 50 万円の増であります。これは、令和 4 年度実施の水道メーター一斉交換対象の水道メーターの評価額が主なものであります。

23 ページをお開きください。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税の本年度予定額は 652 万 7 千円で、委託料、工事請負費などに係る課税仕入れの消費税の減により、前年度比 587 万 1 千円の増であります。

1 款 3 項 1 目過年度損益修正損は、存目であります。

1 款 3 項 2 目その他特別損失は、前年度同額の 15 万円を計上いたしました。

24 ページをご覧ください。資本的収入について、ご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目企業債の本年度予定額は 1 億 6,190 万円であります。これは、水道施設等耐震化事業及び県道喜多方会津坂下線（八千代橋）水管橋更新工事等並びに水道施設配電盤設備更新工事に対する起債であります。

1 款 3 項 1 目他会計負担金の本年度予定額は 3,230 万円で、前年度比 1,999 万 2 千円の増となります。これは、下水道事業施工区域内における配水管布設替工事に係る一般会計・下水道事業特別会計からの工事負担金であります。

1 款 5 項 1 目寄附金は、前年度同額の 25 万円を計上いたしました。

1 款 6 項 1 目国庫補助金 1,500 万円は、水道施設等耐震化事業の生活基盤施設耐震化等交付金であります。

1 款 7 項 1 目その他収入は、存目であります。

25 ページをお開きください。資本的支出について、ご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目事務費 60 万 4 千円は、水道施設等耐震化事業に係る事務消耗品費等を計上しました。

1 款 1 項 2 目メーター費の本年度予定額は 7 万 5 千円で、新規取付見込を計上したものであります。

1 款 1 項 3 目固定資産購入費の本年度予定額は 2 億 6,355 万 2 千円で、前年度比 5,338 万 6 千円の増であります。主なものとしまして、3 節構築物配水管布設工事で 2 億 945 万円、4 節機械及び装置水道施設配電盤設備更新工事等で 5,406 万 5 千円、6 節工具器

具及び備品高速切断機 3 万 7 千円を計上したものであります。

26 ページをご覧ください。

1 款 1 項 6 目リース債務支払額の本年度予定額は 199 万 8 千円で、更新予定の公用車と水道管路管理システムの運用に係る元本支払額を計上したものであります。

1 款 2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は 6,237 万 7 千円で、前年度比 178 万 8 千円の増であります。

27 ページをお開きください。実施計画説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入 5 億 1,542 万 7 千円、収益的支出 4 億 8,762 万 5 千円で、差し引き税込当期純利益は 2,780 万 2 千円となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,124 万 3 千円と貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 8 千円を差し引いた税抜当期純利益を 1,655 万 1 千円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的収入 2 億 945 万 1 千円、資本的支出 3 億 2,910 万 7 千円で、差し引き 1 億 1,965 万 6 千円の不足額を過年度分損益勘定留保資金 1 億 841 万 3 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,124 万 3 千円で補てんしたいというものであります。

補てん財源の明細につきましては、補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、6 番、渡部正司君、7 番、小畑博司君のお二人を指名いたします。

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、議案第 7 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例の撤回の件について」を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

皆さんおはようございます。

議案第 7 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例議案の撤回の件について」ご説明申し上げます。

令和 4 年 3 月 3 日に提出いたしました議案のうち、議案第 7 号「会津坂下町課設置条

例等の一部を改正する条例」につきましては、第3条において「会津坂下町議会委員会条例の一部改正」がうたわれておりますが、この部分につきましては、議会に関する条例であることから、条例改正の発案権は議員及び委員会に専属しているものでありました。このため、会津坂下町議会会議規則第20条の規定により、議案の撤回について議会の承認をお願いするものであります。

以上、議案の撤回につきましてご説明申し上げ、何とぞよろしくご承認のほどお願い申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

議案第7号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例の撤回の件について」承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例の撤回の件について」は、承認することに決定されました。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第3、これより一般質問を行います。

まず、通告により1番、目黒克博君、登壇願います。

◎1番（目黒克博君）

議長、1番。

◎議長（水野孝一君）

1番、目黒克博君。

◎1番（目黒克博君）（登壇）

おはようございます。1番、目黒克博でございます。通告に従い一般質問をいたします。

はじめに、コロナに感染された皆様方には心よりお見舞い申し上げます。ニュース等で日々報道されるコロナの感染者数、オミクロン株が会津地区はじめ各地で猛威を振っております。当町では既に3回目のワクチン接種も始まっており、安心できる日常生活が一日も早く戻ることを願うばかりであります。

さて現在インターネットを利用した広報活動が主流となっております当町ではユーチューブ及びフェイスブック等に「今週のしょうへい」という動画がアップされております。古川町長が自ら広報の発信して頂いております、私も毎回閲覧しております。とても頼

もしも限りで、今後も継続してお願いしたいところでもあります。

私たちの住む坂下町は歴史と伝統があり、古墳、また遺跡、昔ながらのまち並みが残っている素晴らしい町であります。坂下町のよいところを日々探索し、たくさんの人に町の魅力を伝えたいと考えるのは私だけではないと思っております。

では、質問に入ります。

第1、ふるさと納税推進事業について。

- 1、令和4年の納税額目標達成の具体的策を問います。
- 2、返礼品の追加及び現在の返礼品の結果と検証を伺います。

第2、当町の農産物の販売について。

- 1、坂下町名をつかった農産物の販売取組みについて伺います。
- 2、農産物の販売推進の取組みについて伺います。
- 3、農業従事者と後継者担い手の育成、それと支援の取組みを伺います。

第3、J R只見線利用と観光事業について。

- 1、全線再開通に伴い活性化に向けた町の考えを伺います。
- 2、只見線応援キャラクターキハちゃん、及び当町のバンビィのコラボ企画とした推進をする考えはあるかということで伺います。

第4、空き家対策についてでございます。

- 1、空き家数と地権者の管理状況、そしてそれにまつわる住民の生活環境の現状はどんなものかということで伺います。
- 2、増え続ける空き家の対応策を伺います。

以上で壇上からの質問にいたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます。

1 番、目黒克博議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第3 についてお答えいたします。

本年、秋に全線再開通が予定されておりますJ R 只見線は、通勤・通学等の生活に欠かせない公共交通機関であるとともに、会津地域の重要な観光資源であります。

沿線市町村の念願であった全線再開通にあたっては、本町が事務局を担当する只見線活性化対策協議会と福島県の只見線利活用推進協議会とが連携し、沿線市町村の魅力発信や観光事業のPRに取り組んでまいります。その取り組みについては、沿線市町村の魅力を最大限に活用したセレモニーの開催を計画してまいります。

また、只見線応援キャラクターのキハちゃんは、昭和の時代に只見線で活躍した国鉄キハ 40 系気動車をイメージ化したもので、撮り鉄や乗り鉄に人気を博しております。中にはキハちゃん目当てに只見線に乗車する方々もあるやに聞いております。

町としましては、昭和の時代の町の振興を支えてきた地元の宝である只見線を守りつづけ、町民からは愛着と町外者からは親しみを持っていただけるよう、応援キャラクターキハちゃんを活用したPRを積極的に実施してまいります。

その他の質問については、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第1についてお答えします。

本年度の寄附額は、2月末現在、約2億5千万円を超え、過去最高額となっております。改めて全国の寄附者、返礼品出品者へ感謝を申し上げるところでございます。寄附金増の要因としましては、寄附額の半分以上を占めるビーズクッションの返礼品への追加、令和3年9月からポータルサイトに楽天を加えたことであると分析をしております。また、季節の果樹等が好評だったことや牛肉等の新規返礼品の追加により、本町ふるさと納税の全体的な底上げが図られております。

令和4年度は、寄附額3億円を目指し、目標達成のためには、話題性、関心を引く返礼品が並んでいること、SNS等で効果的なPRを実施すること、多くの方の目に留まるポータルサイトを活用することが重要であると認識しております。

そのために、ふるさとチョイス、楽天の2社に加え、令和4年度からは、新たなポータルサイトを追加し、より多くの方々に関心を持っていただくため、人気の高いばんげの米、馬肉、牛肉、季節の果物、ビーズクッション等のPRの充実、また新たな返礼品として、全国的に人気の高い地酒であります廣木酒造の飛露喜を追加することも決定しており、さらに目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第2の1から3についてお答えいたします。はじめに、1と2に

について、関連がございますので合わせてお答えいたします。

農産品の販売推進の取り組みとしては、まず、本町の姉妹都市である埼玉県北本市にあるＪＡさいたまの物産館「桜国屋」での会津坂下町ブースの設置のほか、福島県のアンテナショップである日本橋の「ミデッテ」や福島市の福島県観光物産館「コラッセ」をはじめ、首都圏での各種イベントでの農産品・物産品の販売を実施しております。このような場においては、会津坂下町産品であるというＰＲはもちろんのこと、併せてパンフレット等による町のＰＲも実施しております。

また、これまでの取り組みにより、本町の農産品・物産品のお取り扱いをいただいている首都圏の飲食店等を会津坂下町ＰＲ店として認定し、メニューに会津坂下町産を表記いただいたり、店舗内に会津坂下町のポスターの掲示等をいただくなど、町のＰＲにも積極的に取り組んでいただいております。

さらに、インターネット等での通信販売事業におきましては、観光物産協会が取り扱うものについては、オリジナルデザインの段ボールを製作し使用しており、会津坂下町からの宅配であることをＰＲしています。また、各事業者が個別に実施している通信販売事業についても、ご協力いただける方には、パッケージ等に町のＳＮＳにアクセスできるＱＲコードのステッカーを張り付け、町の情報発信につながる取り組みを実施しております。

このように、農産品・物産品の販売促進事業の際には、会津坂下町産であること、また、併せて会津坂下町のＰＲも実施しております。

次に、３についてお答えいたします。

本町の農業従事者の現状につきましては、高齢化や後継者不足等が進み、2020年の農林業センサス報告によりますと、2割が専業農家で、残り8割が兼業農家となっており、本町農地面積の約4割にあたる1,100haを65歳以上の農業者が耕作している状況にあります。また、農家の約7割において後継者が確保されていないという現状にあることから、今後も年々農業従事者が減少していくことが予想されます。

このような状況にあっても、農業は本町の基幹産業であり、農地の維持、保全や良好な景観と集落コミュニティを維持していくためには、農業経営の継続、発展に向けた支援が極めて重要であると認識しております。

町といたしましては、安定した農業経営の継続に向け、経営所得安定対策交付金事業の取り組みを推進し、水稻作付を主体としながらも、土地利用型作物や収益性の高い園芸作物の導入等による農家所得の確実な確保と安定的な農業経営の実現につなげるとともに、農業者個々が目指す農業経営の方向性に寄添い、国県等施策をフル活用した生産基盤強化や経営継続、発展に向けた支援に取り組んでまいります。

さらに、人・農地プラン実質化事業や機構集積支援事業を通した担い手への農地集積を促進し、大規模経営化や経営の多角化による安定的な農業経営体の育成、確保に努め、本町農業が魅力ある産業として確立できるよう多様な農業者支援を継続的に展開してまいります。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

私からは、ご質問の第4についてお答えいたします。はじめに、1についてお答えいたします。

本年度実施しました空家実態調査の結果、令和3年12月末現在の本町の空家は427戸であり、3年前の調査より55戸増えました。内訳は、新たに発生した空家が106戸、除却や入居等により51戸が空家解消となったものであります。町内住宅数に対する空家率は7.3%であり、平成30年度の全国空家率13.6%と比べると、まだ低い状態にはありますが、空家戸数は今後も増加の傾向を進むものと考えております。

次に、空家の管理状況であります。空家全戸数については把握をしていないため、荒廃が進んでいる72戸について申し上げますと、管理なしと判断した空家が50戸、有りが22戸でありました。管理有りとした空家も、相続人や管理人が近隣市町村に住んではいるが、日常的な管理が行き届いていないという空家がほとんどであります。

空家が周辺環境へ与える影響については、屋根のトタンや部材などの飛散や小動物の棲み処、敷地内の雑草・雑木の繁茂により害虫・悪臭が発生し、環境を悪化させるなど様々な現状を確認しております。

次に、2についてお答えします。

現在、町では、会津坂下町空家等の適正管理に関する条例及び会津坂下町空家等対策計画に基づき、空家対策を講じているところでありますが、所有者等へ再三にわたる助言や指導をしても、多くの場合は空家の適正な管理について対処されないのが現状であります。

このような傾向は全国でも同様ではありますが、本町としましては、所有者等への指導を徹底するとともに、費用徴収を前提とした町が直接行える緊急代行措置について、全国の事例も含め情報収集に努めてまいります。

◎議長(水野孝一君)

再質問があればお願いいたします。

◎1番(目黒克博君)

議長、1番。

◎議長(水野孝一君)

1番、目黒克博君。

◎1番(目黒克博君)

それでは、ふるさと納税についてお伺いいたします。今現在、ヨギボーで助かっているのかなということで認識はしております。このヨギボー、いつまでもこの商品にあぐらをかいているわけにもいないというふう思うところなんです、次の返礼品の追加

検討にあたって、どのように今考えているかをお聞きします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

返礼品の追加に関しましては、やっぱり会津坂下町を象徴するような商品ということをもまず第1に考えてございます。昨日の一般質問でもお答えしましたが、新たな商品につきましては、馬肉の煮込みの缶詰であったり、豚肉の軟骨の缶詰であったり、坂下町の特有の食材を使った返礼品、また新たに事業展開をしています焼き芋店の冷凍でやれる、最近人気の冷凍の焼き芋であったりとか、そういう坂下町で日常取り扱うことができる商品を開拓ということで進めてございます。

また、馬刺しに関しましては、坂下町の食肉業界の店舗でほとんどの店が取り扱っていただいているわけなんですけど、ふるさと納税に加盟していただいている店舗は全部ではございませんので、より多くの店舗を加盟していただけるように、今協議を進めているところでございます。

やっぱりヨギボーに関しましては、ふるさと納税の主なものに関しましては、半分以上を今ヨギボーで占めているのが事実でございます。それが、ヨギボーが伸びることによって会津坂下町という話題性ではほかの商品も、やっぱり一緒に底上げになってございますので、毎回毎回、会津坂下町の商品が同じ商品ばかり並んでいるということであれば、どんどん飽きてこられますので、新たな商品を加えていきながら、また新たなサイトで閲覧できるようにしていきたいというふうに今のところは考えてございます。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

その追加品に対する説明はわかりました。返礼品、現在私が調べてみると、直近の数で178品目と認識しております。その中で、やはりなかなか言いづらいこととございますけれども、件数の低い返礼品、これに対しての検証、もしくはそれに対しての考え方は、をお聞きしたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

ふるさと納税返礼品の中には人気のあるもの、あとなかなか選んでいただけないものというものが現実存在してまいります。その商品に関しましては、業者さんとその理由だとか、消費者が求めているものと何が違うのかということをお話をさせていただきながら、例えばパッケージであったり、あと量目であったり、そういうものを様々に開発ではないですが、改善が図られないかということについては協議をしていきたいというふうに考えております。

これはふるさと納税だけではなく、通常の販売にも役立っていく行為というふうに認識しておりますので、お客さんが求めている商品の姿になっていけるように、町と業者さん一緒になって努力をしていきたいというふうに考えております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

調べたところ、商品を発送する際の梱包、段ボール箱ですか、パッケージですか、これ回答いただいた中では、統一されているというようなご回答をいただいているんですが、どのような梱包、物によっては違うと思いますが、段ボール箱でよろしいのでしょうか、大まかに言うと。その統一性というのはネーミングを入れたものなののでしょうか、それとも各自発送元が独自でつくったものなののでしょうか、それ回答お願いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

梱包については、商品によって要冷蔵、要冷凍、あと通常というものもありますし、飲み物等については瓶を使っていれば危険物と、壊れ物ということになりますので、各々梱包の仕方は違ってございます。また、返礼品の発送する際の発送資材、いわゆる段ボール、入れ物等につきましては、今現在は各取扱店舗の独自の発送の段ボールを活用させていただいているところでございます。

今後はそれらの共通の段ボールの使用等も考えていかなければならないというふうに思いますが、ふるさと納税 1 個 1 個の返礼品の商品のPRにつきましては、発送する企業のPRにもなってまいりますので、その辺については今後業者さんと検討していきたいというふうに考えてございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

ありがとうございました。ふるさとチョイスを伺うにあたり、坂下町の名前が記載されているというようなご回答でありましたが、この中を見ると、会津産の多いという、活字で坂下町という名前がそんなに出てこなかったですけど、これやっぱり会津坂下産というのをやっぱり強調しないと、これまたPRにならないのかなというふうに私なりに考えたんですが、中を見ると12品目しかないんですね、会津坂下町の活字が。そういうネーミングというものに対して、坂下町のネーミングに対して、やっぱり重要視しないと、やっぱり坂下町の品物をほしいんだということで返礼品、買っているわけですから、それに対してのアピール性が足りないのではないのかなというふうに感じたわけなんです、そのネーミング、ものによってはなかなか差があると思うんですけども、坂下町という広報をする際に、どんな文字なんでしょう、ちょっと私見たことがないんですが、勉強不足ですみません。その返礼品の段ボール箱に対してのネーミングを具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

今おただしの件は、返礼品を送るときの段ボールの荷姿、あと形ということ、外観ということでしょうか。

今現在、ふるさと納税の返礼品は、そのお申し込みいただいた返礼品を取り扱っている会社の段ボールで発送はさせていただいております。そこには企業名が入っておりますので、企業の住所には福島県会津坂下町という住所地の表記だとかされているかというふうに思っております。

今後はそれらの商品を発送する際に、共通の箱を活用するという点についても検討していかなければならないというふうに思っております。今現在は、坂下町観光物産協会で会津坂下町の商品を宅配便で配送する業務をしております。その際には、会津坂下町のいろいろな商店の品物が混載されて発送されております。その際には、共通の会津坂下町ということを確認に表記しました、ふるさと宅急便ということで、その箱、共通の箱を使ってございますので、ふるさと納税の返礼品においてもそのような形式でできるかどうかについては、今後業者さんのPRもありますので、業者さんと協議をしていながら検討していきたいというふうに考えてございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

とにかく坂下町のアピールをもっともっとしていただきたいというのが私の思いであります。そんな中で、提案型なんでしょうか、坂下町には酒蔵、3 軒ぐらいあります。醸造元もこれも3 軒ございます。その商品をコラボというか、組み合わせの返礼品というのもまた面白いのではないのかなというふうに私なりに考えております。

いろんな形で返礼品の数が出れば、本当にうれしいことでありまして、これを希望といたしましてこの質問を終わらせていただきます。

次は、空き家に対して質問させていただきます。私の地元も、やはり空き家がございます。だいたい集落の1 割がほとんど空き家ではないのかなというふうな想像もつきますが、若者の核家族型の生活スタイルが増えてきた今、高齢者、または一人住まいがまた増え、結果として必然的に空き家が増えているのが現状と思います。その背景には様々な理由が存在すると思われそうですが、回答でもいただきましたが、この空き家の隣接される住民の苦情というのは、苦情内容ですか、調査なさっているのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

特に調査というようなことは実施しておりませんが、隣接者の方から苦情をいただくことは多々ございます。過去にも空き家になった敷地から隣接者の所有地のほうに伐木が生い茂ったりとかという苦情がございまして、それに関しては直接職員のほうが伐木の枝払い等々を行ったという案件はございました。そのほかにも都度苦情が入れば、適正な助言指導等々を所有者等々に行ってはおりますけれども、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、なかなか思うように適正な管理が行われていないというのが実態でございます。

町としては当然、空家等対策計画等々もございますので、その計画に則った形の中で適正な管理をお願いしたいというふうに考えておりますし、そういうような苦情等々があれば、それはケースバイケースにはなるかもしれませんが、町として緊急的にその対応をしなければいけないという案件があれば、当然そういうような措置を取らせていただくというようなことであります。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

私も苦情ではないんですが、その 1 人なわけです。とにかく悪臭、または動物の乱入、放火、飛来物など建物の倒壊が心配されます。各集落ごとに、やっぱり問題視されている大変なことだというふうに認識しております。優先的に危険度の高いほうから、やっぱり優先的に対応していかなければいけないのかなというふうに日頃感じているところでございますが、今後の空き家の増え続ける対策というのはないに等しいのかなというふうに、考え方に頼れば思ってしまうところなんです、その地権者、その調査というのは、やはり年にどのくらいの、人によって違うと思うんですけども、年に 1 回とか、回数で実施されているんでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

最初の答弁でも申し上げましたとおり、今年度、年明け前に各区長、自治会長さんにお問い合わせをして調査をさせていただきました。基本は定期的に調査はさせていただいているところでございます。当然、今、目黒議員おただしのとおり、その中でも安全性に問題があるような、いわゆる特定空き家というものも町では 8 件ございます。今後適正な管理をしていただければ、それに越したことはないんですが、空き家といえども、それこそ憲法に定める財産権であるとか、民法で定める所有権であるとか、という個人の財産であることは間違いございません。できればその空き家の解消というようなことで、リノベーションであるとか、リフォームであるとかというような形で解消されれば理想的だと私は個人的に思いますけれども、なかなか思うように進まないというのも現状であります。

ただ、目黒議員の隣接地にもそのような物件があるというのは、私も認識しておりますし、所有者の方には都度適正な助言指導等、文書等は申し上げているところでございますが、なかなか解消にならないという現状も理解はしてございます。なかなか正直言って解消するには問題もありますし、ただ解消すべく計画とか、国の事業であるとかという部分もないわけではございませんので、今後町としましては、そういう事業等々も広く住民の皆様方に周知をさせていただいて、少しでもその空き家の解消になるようなことの一助になればというふうには考えてございますので、その辺は十分地元区長、自治会長さんの協力も得ながら、今後そのような対策に臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

空き家に対しては、やはり私は毎日前を通るわけなので、毎日のように思うところで、すごく危険性も、またプラスして感じているところでもあります。本当に何とかしたいというのは、気持ちがあるのは確かでございますので、いつも注意しながら管理ではないんですが、見守っていききたいなというふうには思います。

次、農産物の販売について伺います。3 の農業従事者と後継者、担い手の支援の取り組みについてであります、これからの生産農家に求められることというのに対して、町の考えを聞きたいと思います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

議員おただしの部分でございますが、現状、町、先ほど申し上げましたとおり、かなりの高齢者の方の生産者もいらっしゃいます。そういう方については、大規模のところは担い手として一括でお願いする場合も当然ありますし、今後の町の政策としましては、人・農地プランを実質化しながら、地域を守っていくというような形で、地域の担い手がそれぞれ育っていただけるということは、町としての、いわゆる支援していく部分であるというふうに考えてございます。

ただ、実質化していない部分も当然ございますので、そういう地域におきましては、町も一緒に考えながら人・農地プランの実質化に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

ご回答にもありましたが、人口減少に伴いということで、農業に携わる人も必然的に減ってきているわけですが、いつも思います、魅力ある農業経営をするにはということで、いつも考えるんですが、どのように考えていくべきかと、なかなか私なりに回答出ません。それについて、ちょっと回答いただきたいと思います。魅力ある農業。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

議員おただしの部分でございますが、魅力があるというのは、やはり所得が確保できるような生産的な部分で、誰もが農業をやってよかったと思えるような事業にならなければいけないのかと思っております。

現在の状況はなかなかデータが下がっているような状況もございますので、魅力という部分では非常に厳しい状況にはあるかとは思いますが、やはり農業者、安定して作物をつくりながら安定した所得が得られるというのが、よくあるような農作業で、農業ということで考えていくことしかちょっとできませんが、申し訳ございません。そんなことでよろしく申し上げます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

やはりお金なんですね。お金があって、やっぱりお金も大変大事なことでありまして、やっぱり我々が生活するにあたってお金がないとなかなか笑顔も出ないし、前に足も一歩出ません、ということがあるので、やっぱり儲かる仕事なんですね、考えてみれば。でもその儲かるにはどうしたらいいかということもあるんですが、これも農業を営む方の考え方によるものかと私は思っております。

そして、その農産物の販売についてなんですが、町の名前を使った農産物を、またやったらいいかなというふうに考えているんですが、米、一つ取ります。コシヒカリというのであれば、その前段に会津坂下町の土で育った米というような、そういうネーミング、ネーミングじゃないか、前置きですか、そういのもやっぱりつくることによって、ああ、坂下町でつくった米なのかと。もしくは坂下町の米で育ったというのが、そういう面もやっぱり広報的にもすごくアピールするのが高いのかなというふうに、ユニークな名前も必要なのかなというふうに思っています。

こんな取り組みも、やっぱり町民の方からアイデア募集をしたらどうかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

袋、パッケージの統一という部分でございますが、町としましては、統一のパッケー

ジをつくるのも一つの施策だとは思ってございます。しかしながら、生産者さんが、それで自分たちで考えて、坂下町の米とか、坂下町の野菜とか、それぞれのPRを行っている部分も当然ございますので、それをやっぱり尊重しなければいけないと思ってございます。

ただ、先ほど政策財務課長からもあったとおり、町の観光物産協会ではいろんな産品を通販とか、SNSを使ったPRとか、というような部分については、当然町も箱、町でつくった、いわゆる会津坂下町という名前の箱で送らせていただいたり、あとは町のシールを貼っていただいて、QRコードといいます、それで町のPRをしたり、あとは店内については、ポップで会津坂下町産とか、そういう部分では会津坂下町のPRを行っているという形になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

目黒議員のおただしの、今、産業課長が答弁したとおりではありますが、若干補足させて説明を申し上げたいと思うんですが、米の袋、坂下町産ということで、町のほうで統一しろというのはちょっと無理があるのかなと。というのは、集荷業者さんがあってはじめて米の出荷体制が整っているということでございますので、農協ですと福島米、または今では会津米というものを何とか付けるようになったという段階で、坂下産米というのは、農協としては扱わない。名前を付けることが無理だということで、前から私も組合長から、それは伺っております。

そして各業者さんですが、業者さんは業者さんのPRも兼ねて、業者さんがやっぱりいろいろアイデアを持って名前を付けていると。生産者はその業者さんに出すとき、その袋を購入して米を詰めて出荷するという体制になっているので、生産者が独自で袋を自由に使って、どこの米屋さんにも、これ売ってくれっていうような体制にはなっておりませんので、生産者独自でバラエティにとんで、いろいろな袋をつくるかといっても、それは個人的販売は構わないと思いますが、それ以外はちょっと無理かなと、こんなふうに思いますので、それを町として一括して統一することは、ちょっと無理があるんじゃないかと、こんなふうに思います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

私の説明が、言い方が悪かったかどうかわかりませんが、米だけじゃないということ

です。あくまでも米に絞れば、そんな形で私も理解しております。産地の物産品に対しては、やはり坂下町、とにかく坂下町です。それを広報にうたっていきたいというふうに、私個人的には思っていますが、皆さんのご協力も必要かなというふうに考えております。

各地でいろんなおいしい米が販売されております。坂下町のいいところは、やっぱりオールマイティに野菜がつかれるという立地に沿った、本当にいい場所だというふうに思っております。いろんな野菜、果実、米、本当においしいです。そんな中で、やはり全国の皆さん、もちろん地元の皆さんもそうですけれども、おいしいもの、私たち個人が、私たちそのものが食べなければいけない、購入しなければいけないという、やはりそういうことを考えながら、これから坂下町をアピールするにあたって、どうしたらいいかということを、また今後継続で考えていきたいというふうに思っております。

3 番、JR只見線の観光事業について質問いたします。世界でも最もロマンチックな鉄道、そしてビュースポットが数多くあります。この只見線、国際的にも有名になった会津只見線が、今年、全線再開通されます。そこで開通を機に、またこれも会津坂下町をアピールする方法はないものかということで質問したいと思います。

通勤、通学、生活網とした利用はもちろんですが、昨年、駅のトイレが新しくなりました。すごく気持ちいいです。只見線の利用を兼ねて町の観光活性化につなげるために、町の考えをお伺いしますが、先ほどご回答いただいたわけですが、ようこそ会津坂下町へ、というような看板があるのでしょうか、今のところ。つくってはいないんですか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今おただしの部分については、駅、出まして左手側に看板がございます。案内板はございますので、ご確認いただきたいと思います。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

ちょっと見過ごししてしまいました。

JR線を使った、只見線を使った観光事業、以前、カラオケ列車がありました。すごく盛んに利用されていた時代もございました。今の時代には合わないのかなというふうに感じますが、現代に沿った企画をつくって、新しい坂下町の広報になるものはないか

ということで、いつもながら考えます。大好きな坂下町に、もっといろんな人に知っていただきたい。ＪＲが今回開通するので、それを見に来たらどうかということであります。そのところを町としては、その利用策、何か施策はあるのでしょうか。すみません、例えば坂下町に建っている観光地、観光箇所ですか、そういうのを利用した企画というものはないのでしょうか。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

目黒議員のおたしなんですが、今カラオケ列車という話がありました。それで、春日八郎先生が令和５年の１０月２０日が生誕１００周年だそうです。それで、今年の年始で県の生活環境部長を訪ねたときに、私もその話をしてまいりました。令和５年の１０月は春日八郎先生の生誕１００年で、偲ぶ会というのも東京にあつて、何か催しをしたいというような話をしていたんで、できれば東京から只見線まっすぐ乗り入れするカラオケ列車でも出すような考え、ひとつしてほしいという要望はしてまいりました。

先ほど答弁の中にもあったように、坂下が事務局になっている只見線活性化協議会もありますので、それらと一緒に、そんなことも実施できるようにＪＲのほうに要望しながら、坂下町、また奥会津をＰＲしていきたいと、こんな考えをもっておりますので、そのときには目黒議員もご協力をお願いしたいと、ご理解いただきたいと思えます。

◎１番(目黒克博君)

議長、１番。

◎議長(水野孝一君)

１番、目黒克博君。

◎１番(目黒克博君)

ぜひとも成功させていただきたいなと、この企画をですね、思っております。

最後になりますが、坂下のバンビについてちょっとお伺いしたいと思います。バンビ、これも一般からの応募かと思われます。せっかくこのような素晴らしいバンビ、キャラがございます。もっと坂下町のアピールに使えないかと、またこれも考えます。材料がいっぱいあります、坂下町には。そういったアピールをすることができる材料がいっぱいあります。どうぞこういうのをご利用していただいて、ＪＲのキハちゃんとコラボがどうかというのは私はいいましたが、広報するには無限大にあります。どうぞ皆さんで、私たちもそうですが、それを使って坂下町をいかに広報するかというのを考えながらやっていきたいなというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、目黒克博君の一般質問を終結いたします。

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 08 分）

再開は 11 時 20 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 20 分）

次に、通告により、4 番、赤城大地君登壇願います。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）（登壇）

4 番、赤城大地でございます。通告の順に従いましてご質問いたします。

はじめに、若者による地域づくり推進事業について伺いいたします。町長公約の一つに、若い方々によるまちづくりプロジェクトチームの創設が掲げられております。これとも関連する、若者による地域づくり推進事業は、町の青年世代にとって期待が大きいものであると認識されるため、今後の詳細な展望をお伺いいたします。

次に、農政について伺いいたします。県などにおいて、麦、そば、大豆、飼料用米など、転換作物の作付けが奨励されておりますが、生産調整の意味合いが強いものであると認識されます。一方で、昨今の米価の低迷や気象不良などに鑑みると、転換作物の奨励は生産のリスクマネジメントとしても捉えることも可能であると思われます。言うまでもなく、既に施策が展開されていると存じますが、転換作物の作付けについての町の考え方と、独自の奨励施策についての可能性と見解をお伺いいたします。

次に、課題解決の地域づくり体制について伺いいたします。第六次振興計画に移行し、課題解決型の地域づくりをうたわれるようになりました。地域づくりにおいては町民生活に密接する様々な課題がありますが、農村公園の遊具の点検、修繕もその一つと思われます。令和 4 年度の予算案に計上されておりますが、これについての今後の展望をお伺いいたします。

また、一斉に点検するとなると、当然ながら使用不可となったり修繕が必要となったりという課題が出てくると考えられます。このような課題についても地域づくり交付金が活用されると考えます。しかしながら、各地区では、この交付金生活用しきれていないのが実状と思われます。課題解決を目的とした地域づくり交付金の活用が円滑になされる地区内の仕組みの構築が必要と考えますが、課題解決型の地域づくり体制について今後の展望をお伺いいたします。

次に、会津坂下町における外国人の住民投票権についてお伺いいたします。昨年 12 月東京都武蔵野市において外国籍の方にも住民投票権を付与する住民投票条例案が否決され大きな話題となりました。本町にも住民投票の規定がまちづくり基本条例の中に定められております。この町民投票において、外国籍の方の投票権を付与するかどうかの問題について、令和元年 6 月議会においては、現時点では付与しないと示されておりますが、現在の見解をお伺いいたします。なお、この是非を問う意図ではございません。

また、会津坂下町まちづくり基本条例第 4 条に定められる町民投票であります。ここでいう町民をどのように定義するのか併せてお伺いいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

4 番、赤城大地議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 についてお答えいたします。

これからのまちづくりには、次世代を担う若者たちが、まちづくりの中心となって活躍することが必要であると認識しております。

若者による地域づくり推進事業は、若者が様々な立場から意見やアイデアを出し合い、自らまちづくりを実践することを通して会津坂下町への愛着を醸成するものであります。令和 4 年度につきましては、会津農林高等学校の生徒が地域づくり活動に取り組み、会津大学短期大学部の学生が高校生のコーディネートにあたります。農業高校の特性を活かし、発酵食品による健康増進の取り組みや、小中学生の農業体験学習の講師となる小中高の連携につきましても取り組んでまいります。事業全体の運営につきましては、一般社団法人会津坂下青年会議所への委託により実施いたします。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

私からは、ご質問の第 2 と第 3 の 1 についてお答えいたします。はじめに、第 2 についてお答えいたします。

稲作を主体としました本町におきましては、コロナ禍の影響による外食産業等の米の需要減少等の影響によりまして、民間在庫量が拡大し、米価下落による農家収入減少等の大きな打撃を受けたところであり、早急な需給環境改善が見込めない状況の中で大変厳しい経営状況にあるとともに、農業者の生産意欲低下につながっているものと認識しております。

本町においては、米価下落を防ぐため、国主導のもと昭和 45 年から米の生産調整に取り組んできたところであり、これまでも米に代わる収益作物として土地利用型の麦、そば、大豆を中心に作物転換を推進してまいりましたが、圃場条件に合わず、収量向上による所得確保が見込めないことから、定着していないのが現状であります。そのため、国交付金による確実な収入が見込め、生産形態を変えずに取り組める飼料用米等の作付を現在推進しているところであります。

しかし、農業収入を確保し経営を継続していくために、米生産を主体としながらも土地利用型作物や高収益園芸作物等への転換を図っていくことは、農業経営を発展させ所得を確保していくうえで大変有効であると考えております。

町といたしましては、農家所得の確保を最優先課題とし、米生産に係る生産コスト縮減と省力化を図るための新たな技術の導入を進めるとともに、中山間地域や平坦部の地域性や圃場条件に合い、農家所得の向上につながる土地利用型作物や高収益園芸作物について、県や関係機関等との連携を図りながら継続的に模索してまいります。

次に、第 3 の 1 についてお答えいたします。

本町における農村公園の現状につきましては、農村総合整備モデル事業で設置された農村公園が 14 カ所あり、設置から 20 数年が経過し、遊具等が老朽化していることから職員による安全点検を毎年実施しているところであります。

また、維持管理に関しましては、毎年、各集落と農村公園管理運営委託契約を締結し、不具合等が発見された場合はその都度報告をいただき町が修繕、撤去等を行っているところであります。

今年度は、町において 1 カ所の公園でフェンス修繕を行うとともに、1 カ所の公園については、集落に必要な資材を提供し遊具等の修繕を実施していただき、2 カ所の公園では遊具等撤去を実施していただいたところであります。

今後は、令和 4 年度からの 2 年間で専門業者による遊具等の安全点検を行うこととしており、その結果に基づき集落と協議を重ねながら修繕、撤去等を適切に行い、農村公園の維持管理と安全性確保に努めてまいります。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私からは、ご質問の第 3 の 2 についてお答えします。

各地区地域づくり協議会に交付している地域づくり交付金は、地域の課題を解決するための交付金で、令和4年度においては各地区一律50万円の予算を計上しております。おただしのとおり、農村公園の遊具点検や修繕につきましても、それらを地域の課題として捉え、地区での話し合いにより、交付金を活用していただきたいと考えております。

課題解決型の地域づくりを実現していくためには、行政区が抱える課題の解決策を地域住民が話し合い、決定し、協働で関わることが必要であると考えております。そのために、各地区コミュニティセンターが、区長自治会長会と地域づくり協議会を連携させ、行政区の課題を集約し、課題解決のための役割を担ってまいります。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

私からは、ご質問の第4についてお答えいたします。はじめに、1についてお答えいたします。

現在、本町で生活している外国籍の方は、令和4年1月31日現在で111名であります。そのうち、在留資格区分が特定活動や技能実習として登録されている方は63名であり、町内企業等でアルバイト等をしている中長期在留者です。

令和元年6月議会でも答弁しておりますが、外国籍の方へ投票権を付与している自治体の条例をみますと、その要件としての多くは、永住者や特別永住者へ限定したものであります。

また、住民投票をすべき案件については、様々な政策や事案があり、その事案ごとに設定すべき年齢等の要件が変わるものと思われることから、前回の答弁と同様に、一律に外国籍の方へ住民投票権を付与することは、考えておりません。

次に、2についてお答えいたします。

本町の町民投票については、まちづくり基本条例において「町民から請求があった時又は町民投票の必要があると認めた時は、町民投票の制度を設けることができる」とされており、その投票資格範囲は、町民投票をすべき案件ごとにその要件を定めることとしております。

一般的な町民の定義については、年齢・性別・国籍等を問わず、町内に住み、働き、学ぶ全ての人であると認識しておりますが、町民投票における町民の定義については、政策や事案ごとにその都度定義するものであると考えます。

◎議長(水野孝一君)

再質問があればお願いいたします。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

第 1 の質問について、令和 4 年度についてはお答えいただいたんですが、令和 5 年度以降、実施計画の中にも記載されておりましたが、いろんな団体のお名前も記載されておりました。令和 5 年以降についてのお考え、展望についてお伺いします。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

令和 5 年度以降につきましては、令和 4 年度、令和 5 年度の取り組み実績をもとに修正をしていきながら進めていくことというふうに考えております。この地域づくり、若者による地域づくり活動というのは、やはり継続して実施していくものでございますので、やはり基本は高校生と一緒にあって、30 代の若者が中心となる、青年会議所さんが 30 代の若者を中心として活動している団体と一緒にしながら、高校生と活動をともにしていくというようなことが、やっぱり基本になってくるのかなというふうに考えております。

実際、高校生は、地域づくり活動を通してまして、触れ合う町民の方々の笑顔であったり、声援であったり、応援の言葉を聞きながら実感していくと、地域づくりを実感していくということになるかと思います。その活動が、高校生が 10 年後、20 年後、自分たちが中心となってまちづくりに関わっていくことを今から体験していくということをずっと継続していくことが必要かなというふうに考えておりますので、基本的に地元の高校生との活動を中心に置きながら、地域づくり活動を、若者の地域づくり活動を展開していきたいというのが、今現在の方針でございます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

赤城大地議員のおただしでございますが、町長が公約したという言葉もあるとおり、私からも一言答弁させていただきます。

若い方々による地域づくりというのは、まちづくり、これに対しては令和 4 年度あつて、令和 5 年度はいいだろうという考えではありません。私の思いは、令和 5 年度であろうと、6 年度であろうと、7 年度であろうと、今後先々、ずっと若者によるまちづくりが必要だなというふうな考えでおります。

そんな中で、令和４年度は先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、今、政策財務課長から答弁あったように、令和４年度のまた検証しながら、令和５年度、どうまた付け加えて、発展的にいったらいいのか、年々その繰り返しが必要かなというふうに思っておりますし、そしてまた、このこととまた別にして、今、商工会の青年部の方々にも、今コロナでも落ち着いたら、一回話し合いをしましょうという呼び掛けもしましたので、コロナが収まったら一回、青年会議所の方々ともやってみたいと。そしてまた、青年会議所の方々にも呼び掛けして、またお話をしながら、皆さんの考えやら、ソフト面、ハード面、いろいろな面で考え方をお聞きしながら、今後進めてまいりたいなど、こんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたい、よろしくお願いします。

◎４番(赤城大地君)

議長、４番。

◎議長(水野孝一君)

４番、赤城大地君。

◎４番(赤城大地君)

お答えいただいて、まずその、ちょっと私の認識の中にも違いがあったのかなと思うので、ちょっとお伺いさせていただきたいんですが、町長のおっしゃるプロジェクトチームの創生というのは、この若者地域づくり推進事業と同じものかどうかでしようか。それとも別のものとして考えていく、これはこれとして、高校生は高校生として考えていく、プロジェクトチームはプロジェクトチームとして、また何か新たな事業を考えてらっしゃることなのか。まずそこをお伺いしたいと思います。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

私が申し上げたプロジェクトチームというのは、これらと別な考えがあつてということではございません。それで、プロジェクトチームですから、そのチームを組むということでございますので、そのためにも、さっき申し上げた商工会青年部の方々や青年会議所の方々や、いろんな意見を聞きながら、そういった私からもそういったプロジェクトチームをつくりたいという提案をしながら、どんな話になっていくのか、それらをまとめて一つの、今後の若者によるまちづくりを推進していくためにも、そのプロジェクトチームをつくっていききたいなど、こんな考えでございますので。

◎４番(赤城大地君)

議長、４番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

町のほうに青年団体、数多くございます。その中で、いろんな動きがございます。各団体の垣根を低くして、町全体で、各団体関係なく町の青年団体みんなで考えいこうなんていう動きもございますので、その流れををどうかうまく捉えていただいて、うまく進めていただくようご提案申し上げます。第1については以上でございます。

第2について、農政についてなんですけれども、土地利用型の作物や高収益性作物について、県の関係機関との連携を高めながら継続的に模索するということなんです、具体的にどのような形で農家さんに支援、例えば経営の支援なのか、例えば何かの購入補助なのか、そういう具体的な取り組みのところ、もし今想定されるのであれば、お答えいただければと思います。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今ほどのような部分でございますが、麦、そばの部分につきましては、今も産地交付金という部分で出ている部分でございますが、なかなか麦、そば、大豆については、収益がなかなか上がっていかないのが現状という部分もございます、町としても支援していくにも、なかなか厳しい部分ではあるなと思ってございます。

また、高収益の園芸作物につきましては、県の補助等々もございますので、町としましては、農家さんは、高収益作物をやりたいという部分がございますら、いろんな補助事業としてのものもございますので、それに沿った形でご案内を申し上げるということとは可能かと思っております。

また、町としましては、基本的に水稻の作付けということで、いわゆる土壌を変えないでできる作物が一番いいのではないかとということで、水稻を推奨しているわけですが、いわゆる農地、その圃場の条件もございますので、当然、高収益作物への転換についてもいろんな県の部分と関係機関の部分も、何がいいかということで、いろいろ協議もさせていただいているところでございます。それがわかれば、農家さんのほうにもお知らせしながら、よりよい、収益の上がるような作物について、いわゆる栽培をするということも可能かと考えてございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

それは支援のメニューを増やしていくというような、そういうお考えだということで、話し合いによってはだと思うんですけれども、作物のメニューを増やすのか、支援のあり方のメニューを増やすのか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

メニュー、いわゆるやりたい、いわゆる農家さんがやりたいという部分は、当然一番大事な部分でございますので、何をやりたいかと、それがそのいわゆる土壤に合うかということも含めて、研究しなければいけないとも思っておりますし、やりたいものについては、町としてどのような形でやればうまくいくかというような部分と、いわゆる施設、建てるものに対しての補助などもあるかどうかということは、当然研究しなければならないと思っておりますので、町としては、これをやってください、あれをやってくださいということは決して言えないので、農家さんからの希望、やりたいものがあれば、町と相談をしながら、ご希望にかなえるような形で、いわゆる生産をしていけるような土壤なり、施設なりの応援をしていけるような立場として、町としては支えていきたいというふうに考えてございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

ありがとうございます。引き続き3の1に移ります。

遊具についてなんですが、いろいろお話を伺いまして、2 ヶ年でやるんだということだったんですけれども、いろいろな危惧というか、もちろん安全点検は大事なことです。から、やるに越したことはないと思うんですけれども、これによって、例えば使えなくなってしまうとか、そういったようなことも当然ながら一端では危惧されるところなんですけれども、これについて、その後、答弁の中にもありましたが、行政区との協議を重ねるとあるんですけれども、具体的にこれはどのように修繕なのかとか、撤去なのかとかあるんですけれども、これについては町のほうでする用意があるというような認識でよろしいでしょうか。

◎産業課長(宇内勝良君)

議長、産業課長。

◎議長(水野孝一君)

宇内産業課長。

◎産業課長(宇内勝良君)

今議員おただしの部分でございますが、2ヵ年で7ヵ所ずつ点検をしていくと。令和4年度からやっていくという形で、その中で専門業者さんからの、やっぱり危ないとか、そういう部分がございましたら、その地区と協議をしながら進めていくのはもちろんでございますが、いわゆる遊具について、いわゆる使うのか使わないのか、その地区で必要なかどうかをもちろん協議しなければいけないですし、必要であれば、どういうふうにしていくのかということも当然出てくるかと思えます。

ただ、新たに、今のところですね、町としては新たに設置する予定はございませんので、その地域の中で協議をした中で、設置をしたいとか、そういうことが出てくれば、また町と協議をしながら、より有益に交付金を使っていたいただきたいと思いますので、それは当然町のほうと地域のほうで話し合いながら進めてまいりたいというふうを考えてございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

いろんな地区、それから行政区の中で、いろいろ議論があるところだと思います。このコロナ禍の中で、せめて公園で遊ばせたいという親御さんもいらっしゃるものですから、それがあつた日突然使えなくなってしまうというようなことも危惧されるものですから、当然、安全点検は必要なんですけれども、そのやり方は十分に行政区のほうと協議なされてはいかfかなと思えます。

1 点、こういう課題については、当然、地域づくり交付金も活用されると思われるんですけれども、現状、活用されているのが実情だというようなご認識だと思います。ここは町に聞くべきことではないかもしれないんですけれども、どううまく課題解決の方法というか、お金の活用というか、そういったものをどううまく使っていただけるかな。何かこう町のほうで考えていることがあれば、お伺いします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

このコミュニティセンターを通じました課題解決型の交付金は、令和2年度から創設をし、交付をさせていただいております。くしくもコロナの発生と被つてしまいまして、住民の方々がコミセンに集つて、様々な事業を展開していった中で、情報を共有して、

こういう問題があるので、地域で解決していこうということを目的とした交付金でありましたが、なかなか皆様がお集まりいただいて、話し合っ解決していくという機会が、コロナによってちょっと失われていたというのが、今までの2ヵ年かなというふうに考えております。

令和4年度におきましては、2年間、この地域課題解決型の交付金が使われなかったと。でも、地域の課題はいまだに残っているということで、事業費を増やしまして、令和4年度からは50万とさせていただいたところでございます。

この使途につきましては、やっぱり地域の課題を、個人的な課題もありますし、集落全体で共有しなければならない課題、地区全体で共有しなければならない課題と、様々な課題があるかと思います。それらをコミュニティセンターが中心となって、あと区長会さんとお話することによって課題を共有し、その解決策について一つの解決する手段、財源としてこの交付金は活用していただければなというふうに考えております。

そのためにも、地域の中での話し合う場の設定であったり、集まって情報を共有する場の設定は、やっぱりコミュニティセンターを中心として、そういう機能を設置していくのかなというふうに考えております。その具体的な形というものにつきましては、様々な地区の要因がございますし、あとコロナ禍もありますので、工夫していきながら、できるだけ多くの方に対応していけるような場を設定していくということを目指していきたいというふうに考えています。

◎4番(赤城大地君)

議長、4番。

◎議長(水野孝一君)

4番、赤城大地君。

◎4番(赤城大地君)

ありがとうございます。

それでは最後、第4の質問ですが、これについては問題提起としてご質問させていただきます。答弁の中に、その都度町民の定義を変えるとあったんですが、まずこの認識について、私はこれは少し問題ではないかなと思います。というのも、まちづくり条例の中には、第4条については、今答弁の中にもあったとおり、町民は権利を有するとなっておりますので、町が住民投票をします、この住民投票については、この方々が対象ですということだけを想定しているわけではないですよ。つまり町民側から、町民が権利を有するということは、町民側から発することもあるということです。そのときに、この条例の町民の定義があやふやでは、ああ、私、町民じゃなかったなんていう方がいれば、その方はこの権利を有しないということになってしまいますので、まずこの認識について、再度ご確認したいと思います。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

まず、このまちづくり基本条例でございますけれども、第4条におきまして、町民はということで、町民が主役であるというようなことでございます。それで、その町民が町に関わる重要事項というようなことで、その重要事項については、いろいろな案件があるということになってまいります。その重要事項の案件ごとに、その多少要件も変わってきますので、ですから、その対象となる住民も変わってくるというようなことで認識はしておりますけれども、町民というのは、広く坂下町に住んでいる町民であるというような認識をもってございますので、そういった方々が請求する権利もございます。それに対して町がどのような制度でもって、その投票をするのかという部分と併せて、町民の方々に対しても、その権利と、あとその最終的な責任というような部分も出てくるのかなというふうに思っていますので、この条例でいう住民自治の原則、それから町民の権利と責任という部分で、町民が必要とする、そういう住民投票の部分についても、やはりどなたでもそういう請求する権利がございますので、どなたでも請求していただいているわけではありますけれども、やはりそれに対する、今度、制度的な、投票的なものについては、ある程度その案件ごとに要件は多少変わってくるのかなというふうに思います。

うまく説明になっているかわかりませんが、この条例の、まちづくり基本条例という部分では、あくまでも主役は、主体は町民なんだというふうに認識しております。そのこの3条でもうたっておりますが、その町民が主体的に発意と想像力を活かすことによって、坂下町がますます活性化されるんだというふうに認識してございます。うまく説明できないかもしれませんが、そのような認識です。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

今、外国籍の方の住民投票についてお伺いしているので、何かそれについての是非をこの場で発言するつもりは毛頭ないんですけれども、坂下町、今111人という数字を教えてくださいましたが、私が独自に調べたものについては、昨年の秋の時点で118名、それで一番多かった行政区が新栄町でございました。59名おりました。次いで新富町とか、茶屋町にもあるんですけれども、当然、今住民登録されている方、されていない方も当然多くいらっしゃいます。

その方々が住民投票を望んだときに、今の質問ですよ。その方々が住民投票を望んだときに、町の町民の定義があやふやでは、少しくまかないんじゃないかというご質問でございました。なので、この町民の定義について、そのお考えでよろしいかどうか、再

度お伺いしたいと思います。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

町民の定義というものは、広く捉えてございます。答弁でも申し上げましたけれども、坂下町で働き、学ぶ、全ての方が町民であるという認識をもってございます。町民としての認識はそういうのもっておりますので、ですから、全ての方、坂下町に住所がなくても、極端なことを言えば、住所がなくてもそこに働く人、それはちょっとずれるかもしれませんが、そのくらいの認識をもっているということでございますので、ですから、協働のまちづくりというような部分では、その事業所さんも、ある意味ではそういったまちづくりに関わってくるというようなこともございますので、町民の認識としては、広くスタンスを取りながら、いろいろ案件ごとに、今言われた外国人の技能実習生の方なり、そういった方々が困っている、その方々が発案してやるというような部分においても、その方々をそういうふうな部分においては広く町民という認識で捉えているところでございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

大変申し訳ございませんが、いずれにしろ、定まっていないと受け止めます。したがって、メディアも、昨年の 12 月からやたらとこれも取り上げられておりますし、かなりの話題になっておりますから、近い将来は結論を出さなければいけないことなのかなんては、個人的には思うんですけども、坂下町、まだまだたぶん外国籍の方増えます。これの是非について私は毛頭なにも発言するつもりはないですけども。

したがって、町のほうとしても可及的速やかに、これについては何か一定の結論は、庁内においてでもいいですので、持っておくべきではないかなと思いますが、最後、いかがでしょうか。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

赤城議員おただしのよう、今後、国際交流、外国人の方もますます来ていただくようなことになろうかと思しますので、坂下町に来て、困ったなというようなことがないように、広くそういった町民の定義も定めながら、定めるようにいろいろ議論を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。今後の大きな課題の一つであるというふうに認識してございます。

◎4 番(赤城大地君)

議長、4 番。

◎議長(水野孝一君)

4 番、赤城大地君。

◎4 番(赤城大地君)

以上で質問を終わります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、赤城大地君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、6 番、渡部正司君登壇願います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)(登壇)

6 番、渡部正司でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、21 世紀のヨーロッパで侵略戦争が起きています。毎日のニュースに本当に心が痛むばかりです。一刻も早い平和解決を切望するものであります。

さて、今回の質問は、デジタル化についてであります。このことは、SDGs で言われる何にあたるのでしょうか。町の第六次振興計画実施計画の中でも数多く指摘されておるところであり、産業と技術革新の基盤をつくろうであるとか、住み続けられるまちづくりを、というようにところもあげているところです。そのほかにたくさんの項目が、SDGs の項目があるかと思えます。結果としては、住み続けられるまちづくり。それから教育、生活の環境整備などのあらゆる観点から、全ての人を対象として、取り残さないことを目標とする SDGs の観点からも、持続可能なまちづくりの理念を念頭に置きながら、質問をいたします。

第 1、デジタル化の推進についてであります。

本町が含まれる会津地域 13 市町村と福島県会津地方振興局をはじめとする福島県の会津管内出先機関、これらが一丸となって連携協力し、デジタル技術による自治体 DX、デジタルトランスフォーメーションと下のほうに注ががございますので、ご覧になってください。これらを通して行政サービス向上を目指すとした「人生 100 年時代会津地域自治体広域連携指針」というものを策定いたしました。この指針においては、デジタル技

術等にて事務事業の効率化等を広域連携で進めて、D Xによって生み出された時間、人員、これらを住民サービスに対して提供し、より充実させ、住民視点の「顔の見える行政」これを推進するとしております。目的を実現するためにデジタル技術が最適であれば、そのデジタル技術を使い、一方でデジタル技術を使わないまでも、業務の見直しをするだけで済む場合には、無理にデジタル技術を使う必要はないともしています。

このように幸福実現のために、デジタルもアナログも含めて、最も適切な手法で対応していくとしているものであります。

本町においては、かねてより第2次町行政経営改革プランや第3次町情報化推進計画「ICTでつながる絆」の中において、デジタル化を計画していました。また、第6次町振興計画においても、ICTやAIということを活用した行政の事務効率化を掲げており、今般の実施計画においては、情報化施策推進体制整備事業としてD Xの推進、約240万円の予算があります。これを、また地域インターネット活用事業、約1,800万円であります。では、町民との情報共有体制を構築するとしております。身近なところでは、町税等の納付方法としてのコンビニやクレジット納付、住民票等のコンビニ発行等々について計画をしていたところであります。

しかしながら、計画から数年が経過しておりますが、運用にいまだ至っておりません。一町民として、ICT化や利便性向上の実感というのは非常に乏しいものがあります。これは町としての仕組みづくり、このことが問われているものだと感じています。

そこで、住民視点での行政サービスに向けたD Xの構築等々の考えについておたしをいたします。

1、本町のデジタルの戦略というのはどのようなものになっておりますでしょうか。単に行政の効率だけを求めるものではなくて、最終的には住民視点で活用されるべきだと思いますが、その住民視点ではどんな変革がありますでしょうか。

2として、来年度からの組織改編においては、D Xの対応を組織としてどう位置づけるかであります。これについては、4月期より組織の改変がなされますが、D Xの対応をどのようにみておられるかということであります。

三つ目であります、確実な進展や知見を得るために、町の中だけではなくて、外部からの最高デジタル責任者というものを設置検討したらいかがでしょうか。ということでもあります。

四つ目であります、デジタルの格差というものを当然ながら課題とされております。この格差是正の方策をどのように考えておられるかおたしをいたします。

最後であります、5番目としまして、私たちが日常生活を送る上での素朴なD Xを考えてみたいと思います。

その一つとして、町税等の納付方法として、もともと計画にあったコンビニやクレジットの納付、それから住民票等のコンビニ発行、これは本当に実現するのであるでしょうか。

二つ目であります、お悔やみのときに心労負担が非常に多く、悲しみの中で届け出をしないといけない、その際に、いろんな複雑な手続きがあります。こういったことを

どのようにして考えているのか。

三つ目、子育て支援も同様であります。いろんな諸手続きがあって、私たちが、申請者がどこに該当するのか、ちょっと困るようなところもあるかなと思います。申請、届け出、それから通知、連絡等々、そういったものをどう考えておりますでしょうか。

最後ですが、学びを保障する教育のタブレット、これが利用されて、始まりましたが、この利用のために家庭通信環境も大きな問題となっていると思います。この家庭通信環境の格差是正の現状認識と対応について伺うものであります。

以上、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

昼食のため休議といたします。

（午後 0 時 04 分）

再開は午後 1 時 10 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 1 時 10 分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

6 番、渡部正司議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 についてお答えいたします。

少子高齢化や人口減少などにおいてデジタル技術が果たす役割は、地域が抱える様々な課題を解決する有効な手段として、ますます期待が高まっていると認識しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでの私たちの暮らしや働き方が一変し、感染を予防する観点から社会のあらゆる領域でデジタル技術の活用が加速しているとも考えております。

このような社会変化を踏まえ、自治体行政のデジタル化を推進していくことは、行政事務を効率的に運営するうえでも重要であると認識しており、第六次会津坂下町振興計画や実施計画に施策として掲げ、事業を進めているところであります。

多様化する住民ニーズへの確に対応し、住民の利便性の向上を図り、行政サービスを効率的に提供していくことが、最も重要であると考えており、自治体行政の業務改善に終わりではなく、継続して取り組んでいくものであると考えております。

住民の皆様に対して真に必要な行政サービスは何か、行政手続きにおける住民負担の軽減策はないか、また、さらに利便性を向上させる手法はないか、繰り返し調査研究を

重ねていく必要があります。

デジタル技術の活用は、この業務改善の一つの手法として捉えておりますので、今後も自治体行政デジタル化の調査研究を進め、さらに住民の皆様の利便性の向上と業務の効率化を図るため、アナログ的な手法も組み合わせ、業務改善の取り組みを進めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

私からは、ご質問の第1の2から5についてお答えいたします。はじめに、2についてお答えいたします。

令和4年4月の組織機構見直しに向けまして、現在、関係条例及び、所管する事務分掌を変更するため関係規則の改正を予定しております。

議員おただしの、DX・デジタルトランスフォーメーションへの対応については、自治体におけるDXの取り組みが、多くの業務に関係し全庁的なものとなることから、令和3年度については総務課行政管理班が所管し、庁内の業務量調査、会津地方振興局と管内13市町村で構成する会津地域DX推進検討会への参加、また、県の主導による業務の自動化に係る実証実験が複数の自治体において進められ、本町においても転入届に係る入力等の自動化及び、固定資産の異動に係る課税台帳自動作成について実証実験を行いました。

令和4年度においても、総務課行政管理班が引き続き所管し、全庁的な調整と会津管内の広域連携を進めてまいります。国が示す自治体情報システムの標準化・共通化に向けた準備も必要であることから、政策財務課政策企画班情報統計係も体制に加わり、業務を進めてまいります。

次に、3についてお答えいたします。

デジタル分野の知見を有する最高デジタル責任者(CDO)については設置していませんが、今後ますますデジタル技術は進歩していくものと考えられ、小規模自治体においても、ITなどの専門的な知識を有する職員の配置や外部人材の活用は有効であるものと認識しております。

現在のところ、外部人材を新たに登用することは考えておりませんが、先ほど申し上げました会津地域DX推進検討会に参画いただいている県のデジタル技術活用型地域おこし協力隊の隊員やアドバイザーの方々から指導助言を受け、デジタル化の推進が図られるよう、会津地方振興局をはじめ関係機関へ働きかけてまいります。

次に、4についてお答えいたします。

行政サービスばかりではなく様々な分野において、今後ますますデジタル化は進んでいくものと認識しております。年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由などにかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての住民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせる環境の整備に取り組む必要があると考えております。

他自治体の事例として、デジタル機器に不慣れな高齢者にも分かりやすく直感的に操作可能な端末を窓口に設置することや老人クラブや自治会と連携し、外部講師を招きデジタル活用の講座や相談会を開催することなど、地域の実情に応じながら様々な取り組みがなされております。

このような好事例を参考にしながら、デジタル格差是正に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、5の1についてお答えいたします。

町税等のコンビニ納付、クレジット納付、また住民票等のコンビニ発行につきまして、町民の利便性を図ることができる有効なサービスであると認識しております。

しかしながら、システム構築費用や運用経費、納入手数料などの維持経費が高額となることが導入に向けての障がいとなっております。

本町としましては、経費が抑えられる導入方法を引き続き模索するとともに、広域連携の取り組みについても、会津地域DX推進検討会を通じて調査研究を進め、国、県の電子化事業と整合性を図り、住民の利便性向上に努めてまいります。

次に、2についてお答えいたします。

お悔みに係る各種手続きは、ご遺族の負担が大きい行政手続きの一つであると認識しております。死亡届を受理した際に手続き一覧表を配付し、必要な手続きわかりやすくお知らせしておりますが、手続きにかかる時間をさらに短縮できるよう、適宜業務の流れを見直してまいります。

次に、3についてお答えいたします。

子育て支援に係る諸手続きですが、該当となる保護者はスマートフォンやインターネットを積極的に利用している世代であるため、諸手続きやお知らせについてもアプリを活用できるよう、国の補助事業を活用し導入を進めたいと考えております。児童手当に関しても、国の制度改正により令和4年6月より現況届が原則廃止になるため、令和3年度中のシステム改修を進めております。

次に、4についてお答えいたします。

教育タブレットを利用するための通信環境が整っていない家庭に対しては、できる限り格差が出ないように、令和4年度より希望する家庭に対し、町が無償で通信用モバイルルーターの貸出を行い支援してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

今答弁いただきました、答弁いただいたんですが、全体として所感というか、もらった感としては、具体的にこれをやりますというのは、なかなかやっぱり言うことが難しいのかな、予算のこともあるかなとは思いますが、しっかりとそれは進めないといけないことが重々わかっているのになというふうにちょっと思いました。

はじめに町長からも答弁をいただいたんですが、町長のデジタル化についての所感といますか、感想なども伺いたいと思います。

目黒議員の質問の中でもユーチューブでの「今週のしょうへい」というもののご紹介もありました。この毎週私も拝見しているところであり、3 月 4 日は坂校生の町の事業評価みたいなことがありまして、非常によかったなと思います。「今週のしょうへい」でユーチューブ出ている、それで古川町長のユーチューバーとしての古川庄平の所感みたいなものを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

ユーチューバーとしてじゃなくて、このデジタルに関しての一般論になろうかとは思いますが、私の思いなどを申し上げて答弁に代えさせていただきたいと思うんですが、この時代になって、デジタルの必要性というものは十分認識しております。そしてまた、私も個人的には、家のほうでは農業をやっているわけですが、やっぱり若い息子たちからすると、やっぱりこのデジタルというものに取り組む姿勢は、全然我々の考えとは違っています。数段もう前に進んでいます。

ただ、金銭的に関係ないので、息子たちは。高額であろうと入れれば楽だな、利便性がある。というような考えが先に立っているんで、ちょっと待てよ、待てよと言うんですが、そんな中で一昨年、ドローンを入れたり、田植機もハンドルをつかまなくてもまっすぐ進む。ですからオペレーターは後ろ向いて苗積みをやっているというような機械も導入してはいたものの、果たしてそれが本当に、じゃあ人手もその分いらなくなっているのかというと、見てみると大した、そうでもなくて、自分たちの楽しみの中で今やっているかなと、こんなふうにも見える状況でもあります。

ただ、それをやっぱりどのようにして使っていったって効率化を高めるのかというのが、やっぱり問題かなというふうにも思いますが、慣れてくれば、それだけ人件費も削減されるのかなというふうに、ちょっと長い目で見てしまうのかなというふうには思っております。

また一方で、行政のほうもデジタル化、デジタル化ということで、今、全国的にも進

んでおります。また岸総理のいう、デジタル田園都市構想化というようなものもありますが、会津でも振興局を主体として、100 年時代、会津デジタル推進協議会でしたか、があって、その中で全会津を一つのデジタルで網羅したような、というような目標を持っているようでございますが、私もその本来の会議で、出席させていただいて、そういうことを進めることには賛成だというふうな意思表示をさせていただきました。

ただし、その中に一言もの申させていただきました。というのは、今現在、個々の自治体でみんなある程度のデジタルはデジタル進んでやっています。それを一つのものに統一するというような考えが先走ってしまうと、じゃあ今までのものは捨てて、新しいものを導入するののかというふうになったら、これは多額の金額でもあるし、私の会津坂下町もすぐにそれに乗っかっていくことは不可能だよというようなことは申し上げておきました。

ですから、できる部分から会津 13、とりあえずはこの 13 市町村でやっていると思うんですが、13 市町村が、とりあえずは一つになれる部分からやっていくということは必要だというふうに思っています。いきなり 100%全部切り替えるのは、これは不可能だというふうにも思いますし、先ほどの答弁の、質問の中にもあったんですが、コンビニでそういった簡単なものが取れるようになるというのも、本当に町民にとっては利便性もある。また行政の効率化でもあると。しかしながら、その機械を導入するというと、今ではまだまだ高額な金がかかるということでもございますので、その辺がクリアできれば、できるものからはやっていきたいなというふうに思うんですが、なんせ今申し上げたとおり、高額の予算がかかるということが、今やっぱり障害になるのかなと、こんなふうに思います。

総じて言えば、こういった社会の変化に応じたデジタルに乗り遅れないようにしていかなければならないということは十分認識しております。今後その辺を町の予算とにらみながら、できるものからしていきたいというふうに思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

率直な感想を承りました。DXについては、周りがやったからといって当町ですぐそれができるかといったら、先ほどおっしゃったように、できないので、それに向けてのその勉強なり、計画というのはお金をかけなくも相当進むことはできると思うんですね。そのための準備としての戦略というのは、やっぱり必要だと思います。ある程度工程を踏みながら、工程を踏むにも何が必要なのかというがわからないと進むこともできないので、そういうところからまずはスタートすべきであって、そのロードマップといいますか、そういうのはやっぱり必要なかなと。もっともその一つとして、町で今まで掲

げていた I C T の関連の計画がありましたが、そのことだと思います。

少し組織について、もう一度伺いたいんですが、この D X について、町は前町長、前副町長と一緒にやっぱり取り組んでこられたと思います。ちょうど 1 年前だったんですが、私も伺っていて、令和 3 年 12 月を目処に D X に関連して組織の改変をするんだという話を、当時いただいていたんですね。ですから、主に今回の 4 月から組織の改変になりますけれども、それはあくまでも D X が非常に大きなウエイトを占めた上での構成になるのかなというふうに、ちょっと期待はしていたんですけども、実際に示されたものは、D X、全然、そこが全面に出てこなかったんで、ですが先ほどご答弁いただいた担当はこれこれですという話がありましたが、新たな布陣、D X への挑戦といえますか、戦略的なものとしてあってもよかったなというふうに思っているんですが、その辺については、この先を見たときにどう考えているのか伺いたいと思います。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

D X の部分につきましては、今現在、会津全体的に、これからどういうロードマップで進んでいくのかということで、今改めて示されたところでありまして、その示された部分を町に落としたとき、どういうロードマップをつくるのかということで、令和 4 年度からスタートするような形になります。

あくまでも全体的なロードマップが、今、会津から示されたのが 1 月であります。町に落としたとき、町との今持っている事業計画の中、全ての計画の中で、どういうふうにして落とし込まれるのかというのが令和 4 年度かなというふうには考えておりますので、その全体的な、会津 13 市町村全体的なロードマップを見ながら、町としてどういうふうな対応をしないといけないのかということで、令和 4 年度である程度方向性を見出していければいいのかなというふうには考えているところでありまして、今回につきましては、総括的には総務の行政管理班のほうで所管するような形でありまして、実務的な部分、実際的には実務的な部分では、情報統計のほうにいろんなデジタルの関係はございますので、そちらのほうと調整を図りながら、会津全体的な部分の調整を図っていきなというふうには考えているところでございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

そういうことなのかとは思いますが、先、先とっていかないと、全体で決めたから、

これでできますかとふい振られても対応の仕方というのが変わってくると思うんですね。自分の中で、自分たちの町の中で、これはこういうふうの実現できそうだと。坂下だからこその特徴というのはやっぱりあるはずなので、それに対応するには、自分の中で、自分たちの町の中で練っておかないと対応が難しいかなと思います。ぜひ強力に進めてもらいたいと思うんです。

その立役者となるのが、やはり私示したんですが、CDO、最高デジタル責任者、これ一本で全庁にまたがるものですから、先ほど5番の暮らしの中でDXを考えるというところで、各課の所管のにもちょっとあげさせてもらったんですが、全庁にやっぱりわたっていますので、一本にまとめて全体を見る人がやっぱりこれは必要なかなと。片手間にやっていたんでは、なかなか進みにいくのではないかなと思うんですね。もう一度伺いますが、この先、今までの経過はないかもしれませんが、この後、CDOとかCIOとか、そういった人たちを坂下町として一緒にやっていく、そういう改革なりは考えられませんかでしょうか、もう一度伺います。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

議員ご指摘のとおりだと思います。やっぱり専門的な知見を有する方がトップにいて、それから实际的にどういうふうに動いていくのかというのは必要ではないかなというふうには考えております。今現在、会津的には、地域づくり協力隊の方とかを専門的に配置しながら、町としてご助言等をいただいている状況でございますので、将来的に、近い将来という形にはなろうかと思うんですが、全体的にデジタル化が進んでいく形に慣れば、専門的な部署で専門的に業務を執行していくというような形には進めていきたいというふうには考えているところでございます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

そのCDOを採用しているところでは、お隣、西会津町ですね。とてもすごく進んでいて、町内全域、また町民にもすごくそのことが知れ渡っていて、デジタルがデジタルと感じないで生活をされていると。最終的にはやっぱりそこだと思うんですね。これはデジタルだ、アナログ、関係なく自然と自分たちの身に落ちているといいますか、そのように進めてもらいたいと思ってもらいます。

西会津町も、ちょっと申し訳ないんですが出させてもらおうと、若い人たちの、これは

町長が言っていることなんで、古川町長が若い人たちから力を借りたいとおっしゃっています。それはそのとおりで、若い人たちの力、人材評価の中で、昨日来、出ていましたけれども、変革力があるとおっしゃいました、人材評価の中で。この変革力というのは我々の60代の人間よりは、30代、40代、遥かにわかっていて、未来展望が明るいというふうに私は感じているんですね。ここでもう一度戻るんですが、西会津の町だと、リバースメンターといっていて、若い人たちが知っていることを上司に教えるんですよ。そういう仕組みがあるんです。上司が全部知っているわけでも何でもないんですよ、実際は。常に生活の一部になっているので、若い人たちの力を借りる。

今でも各コミセン、若い人たち力を出して地域づくりに携わってもらっています。いろんな写真を撮って、皆さん自由に見ていいですよ、ネット空間の中であって、自分で印刷していいですよ、いろんなことを取れる。我々想像つかなかったんですね。そういうことができますので、そういうことも含めて、若い人たちと、それからCDO、この関係を密につくって、坂下は違うかなと言っていたきたいと思うんですが、若い力の変革力、どのように今後活かしていくのかももう一度伺います。

◎副町長(板橋正良君)

議長、副町長。

◎議長(水野孝一君)

板橋副町長。

◎副町長(板橋正良君)

議員ご指摘のとおりだと思います。私も若い人たちから情報を得ながら、この会津13市町村の広域推進会議の部分では、足りない部分を言葉をいただきながら参加させていただいているような状況でございますので、私たちの年代につきましては、もうアナログの時代かもしれませんが、これからデジタルに変革するために、私たちも切り替えていかなければいけないし、自然とデジタル、DXのほうに向かっていけた。最終的には、ああこれがデジタルだったんだなというふうな形では進めていきたいというふうには考えておりますので、今後ともやはり若い人たちのほうが情報を吸収する力、その機械を動かす力という部分は大いにあると思いますので、その部分を有効に活用しながら、この全体的な課題解決に向けて進めてまいりたいというようには考えているところでございます。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

デジタル、デジタルとばかりいっているわけでもなくて、登壇でも申し上げたんですが、アナログでいいことはそのまま残してというところなので、勘違いなさないよ

うにしてもらいたいし、むしろそのほうが対面の温かさであるとか、そういうことも感じることもありますので、全体を含めてのことだと思っていただきたいと思います。

それを見ると、昨日から皆さん一般質問なされていて、五十嵐議員の一般質問でもあったんですが、交流人口、関係人口、定住人口、全てDXに関わるような深いものがあります。どれをとっても、そのほかの横山議員の人事評価、それからごみの問題、寝たきりに対する対応問題、全てデジタル化によってすんなりとその人たちの生活を楽しむこと、随分多くあると思います。

こういったことを会津全域でやるのは当たり前なんですが、その前に自分たちの町はこういうものだからということをしかりと落とし込んで、対応していただきたいと思います。

それから、大事なところ、ちょっと申し上げたいんですが、第3次会津坂下町情報化推進計画というのがあって、これに基づいて、この中には相当の項目とやるべきこと全て、ほとんど埋まっています。これが2021年度、令和3年度で終わりなんですが、まずはこの検証と、それから今後の行方についてちょっとお尋ねしたいと思います。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

今現在、第3次会津坂下町情報化推進計画を坂下町は策定し、執行しております。この計画は平成29年度に策定をしまして、令和3年度まで、今年度までの計画となっております。本来であれば第4次の会津坂下町情報化推進計画という形で今後の計画を策定するところではありますが、先ほど来、ご説明のとおり、人生100年時代の会津広域自治体広域連携指針にもとづいて、今後13町村で画一的なDX計画を策定するという方針になっておりますので、坂下町独自の計画は、今、策定していないという状況でございます。

今後このDX計画の策定にあたりましては、デジタル化はあくまでも手段であり、やっぱり行政事務の効率化をどう図っていくか。それによって行政サービスの質の向上にどう転化していくのかということが、やっぱり一番大切なことではないかなというふうに考えております。

この計画の策定にあたりましては、デジタル化による利便性の向上とともに、デジタル化を活用できない世代の方々やデジタル化できない部分での行政サービスの維持と、また新たな質の向上というのが大切になってくるものだなというふうに認識しております。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

この情報化推進計画の中で、一つ一つの項目、事業名とそれからロードマップ、5 年間についてのことが書かれているんですが、その項目のほとんどが実現できていないものだというふうに思います。この中で、もちろん先ほどのコンビニとか、クレジット納付があるんですが、当初の予定、これ途中で改定されているようなんですが、30 年か 31 年には調査研究が終わって、あとは 32 年、33 年、運用だというのが、そういうのが結構多いんですね。途中変わって、改定されていても、調査研究が少しのびている。その後は 32 年、33 年、令和 2 年、令和 3 年には、もうすでに運用していないといけななものばかりなのかなと。これは目標というか、そういうことはあるかと思うんですけれども、計画なので、実際に私たちが歩く姿を見ないと、絵に描いた餅になってしまいますから、それをこれからの計画にどうやって落とし込むかと、素直に正直に書いてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

渡部議員おただしのとおり、情報化計画推進計画に掲げました事業がなかなか進んでいないというのも現状でございます。この要因は、ちょっと言い訳的になりますが、この第 3 次の情報化推進計画は、平成 28 年の 5 月に制定されました世界最先端 I T 国家創造宣言、いわゆるソサエティ 5.0 という、安倍内閣のときに掲げられたものでございます。これに基づいたものであり、ここの一番重要な部分がマイナンバーカード制度を活用した行政サービスの改革というのが掲げられてございました。ですから、全てのデジタル化に伴います行政サービスの向上は、マイナンバーカードを活用したものというものが基本となってございまして、そのマイナンバーカードの普及並びにその活用がなかなか図られていない現状の中では、進めるにも進めづらいものがほとんどだったということで、ご認識いただきたいというふうに考えております。

その中でも進めるべきことにつきましては、町の情報化施策のサービスの向上として施策の中で、歩みは遅いですが、徐々に改革をしてきたところでございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今せっかく通告をしまして答えをいただいているところ、5 番の暮らしの中でDXを
考えたいというところで進めたいんですが、コンビニやクレジット納付、住民票のコン
ビニでの発行、これは実現するかというのは、具体的にはどう思われますか、もう一度
お願いいたします。実現しますか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

私のほうからは、コンビニ納付についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。
福島県 59 市町村ありますが、その中でコンビニ交付を行っている市町村については 28
市町村でございます。全ての市が実施をしております、そのほかは原発事故で避難区
域の双葉郡の町村が全てでございます。そのほか、何町村が入っております。そして会
津を見ますと、17 市町村のうち二つの市だけです。喜多方市と会津若松市というよう
なところでございます。

そして町長のほうからも答弁の中で、費用がだいぶかさむというようなところでござ
いますが、ざっくりとした費用をちょっと換算しますと、だいたい導入で 4,500 万から
5,000 万ぐらい、そしてランニングコストで 650 万ぐらいかかってくるというような試
算が出ております。そうしますと、町単体ではなくて、今、町長も、政策課長も言いま
したが、13 市町村の中で、2 市は、喜多方と会津若松市が先に進んでおりますが、その
やっていない市町村、近隣市町村でもいいですから、合わせた形でなんとか安価に取り
入れるような形で、要望をその残りの市町村なり、もしかしたら進んでいる二つの市も
同じシステムであればまぎってできるような形であればいいのかなというようなこと、
今思っているところでございます。以上でございます。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

調査を積極的に、ぜひやってください。わかるように、ここまでわかったんだとい
うことを私たちも報告、期待したいと思います。

せっかくですので 2、3 も伺いたいで、後ろのほうからすみませんが。学びを保障す
る教育タブレットの問題であります。小学生、中学生にタブレットがわたされまして、
でもタブレットは通信環境がないと、あまり役に立たない、オフラインでももちろん使
えるのは使えますが、できればオンラインも考えたら、通信環境の整備が必要でありま
す。現在のこの通信環境の格差は正、これについてちょっと答弁を再度お願いいたしま

す。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長(水野孝一君)

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

ありがとうございます。議員おただしのとおり、まずこのGIGAスクール構想の導入が始まった当初は、令和2年度の当初になりますが、始まった当初、児童生徒の家庭環境、無線LANの環境をアンケート調査させていただいたところ、200名を超える児童生徒が整備されていないということに基づきまして、国の補助制度をいただいた中で、200台を超える機器の整備をさせていただきました。

その後、整備が進み、ご家庭でも子どもの環境を考えていただいた中で、徐々に導入の家庭が増えまして、最近の調査の中では50世帯程度、40世帯から50世帯程度まで無線環境が整っていないというところまで、今、きております。それだけご家庭のご協力もいただいているというところですよ。

あと、格差是正といいますと、当然その各家庭、経済的、環境的な状況によって新たなご負担をいただくようにするというのは、当初はそういう形で、何らかのご負担をお願いするという形で進めておりましたが、そういう中で、新たな導入に基づく、新たな費用負担をできるだけさせないようにしたいということで、様々な協議、検討を行いまして、最終的に令和4年度から運用を本格的に始めるにあたりましては、新たなご負担をいただかないというような判断のもとに、この令和4年度の予算上では負担をいただかない予算のご提案をさせていただいたところであります。

あと、この機器につきましては、例えば無線LAN環境の整っているお宅でも、故障なり、あとは事故なり、災害なりということで、急遽必要になってくるところもあります。転入、転出についても必要になってくるところもありますし、実際このモバイルルーターにつきましては、契約の手続きを取ってから実際使われるようになるまで、今現在でだいたい10日ぐらいかかるのが現状でございます。緊急に必要なときになってから10日間くらい待つてくださというわけにもいきませんので、やはりある一定数を常に常備して、いつでも対応できるように、子どもたちの学びを続けられるように、止めないよという配慮も必要になってくるところという観点から、そういうことも含めて、ある程度、一定数、いつでも対応できる数を常備しながら進めていくということと併せて、柔軟に対応していきたいというふうに思いますので、今回のようなご提案をさせていただくような結論になりましたので、ご了解いただきたいと思います。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

大変よかったなと思います。私も小学生の子どもがいるんですが、通信環境の調査ということ、学校からいただいたときに、環境がないのは有料になりますみたいなところがあったので、ああ、ちょっとどうかなと、非常に大事な学びの保障、これが崩れてしまうのかなとちょっと危惧していましたので、本当に安心しました。そういった目配りみたいなものも、これからも続けていっていただきたいと思います。

(3)子育て支援に関係する手続き、これも膨大で、なかなかわかりにくい。私が、申請者がどこに該当するんだと、非常にわかりにくくて、私も何度もホームページを見て、どれかな、いっぱいあるな、この申請書、あの申請と、いっぱい出てくるんですね。ダウンロードはできても自分で入力して届けられないといけない、やっぱりここへの関与というのが、DXの関与というのはとても大きいものがあると思います。感想みたいなもの、どうしてこういうみたいなことがあったら教えてください。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

まずは今回の答弁にもありましたように、児童手当の届出義務の原則廃止というのが、今、国で進められております。平成4年の6月からということで、今、国が進めているところでありまして、町もそれに沿った形で、今、システム改修等を進めているところであります。これから詳細に向けて、さらに国から明細が示されて、町はそれに沿った形で進めていくというような段階ではありますが、そのようなことをまずはじめとして、それがまず住基の情報だったり、税情報の庁内の連携だったり、他自治体との連携が、それを皮切りにスムーズにいけば、その他の、同じような手続きが、いろいろな制度がありますので、そのようなことがデジタル化ということで簡素化されるのかなということで、こちらのほうでは考えております。

国のほうが主導で、今、進んでおりますので、その時期等によっては、今どういう形で何月の何日からということは申し上げられませんが、それで進めていければと思います。

また、その手続きのみならず、ほかの情報発信についても、子どもをもっているご両親の保護者からは、私たちの情報源はこれなんだということで、よくスマホを示されます。そういう意味では、紙面のみだけではなくて、そのスマートフォンだったり、あとはパソコンだったりで情報を配信できるような、そういう仕組みも、わかりやすい広報という意味では、それを整理していきたいなと考えているところです。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

お悔やみについても、ワンストップでできるような、そんな仕組みを、ぜひぜひ考えていただきたいと思います。今、関係資料の一覧表とか、答弁をいただいたんですが、その対応についても同じように考えてもらいたいと思います。他の市町村ではお悔やみ課みたいなことが、そういう課も実際存在していますので、検討をお願いいたします。

ちなみに、議会からということなんですが、私たちに対しても、いろんな町の計画を示されて、その都度、厚い資料としてわたされます。私が、最近なんですけれども、わたされたものとしては、会津坂下町公共施設総合管理計画、個別計画、アクションプラン、菜の花プラン、障がい者福祉計画、介護保険事業計画、まち・ひと・しごと創生、人口ビジョン、アクションプラン、情報化推進、子ども子育て支援事業計画、いっぱいあるんですよね。ちょっと最近では 25 個くらい。私はまとめて、いつも何があるのかなというふうに見ているんですけれども、これらもネットですぐ見れるようにしてもらいたいんですね。こういうことできませんでしょうか。最後に質問します。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

会津坂下町の計画につきましてはPDF化をしまして、ホームページのほうでそういった閲覧できるように順次進めてまいります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

町が幸福実現のために、誰一人取り残すことのないように、できるものから、わくわたくしながら待っていますので、頑張ってください。終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって、渡部正司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により、8 番、佐藤宗太君登壇願います。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）（登壇）

8 番、佐藤宗太でございます。通告の順に従いまして、一般質問いたします。

連日ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻の報道がなされております。国家の主権と国連憲章、国際法を踏みにじる行為であり、また核兵器大国であることを誇示し、その使用について示唆していることに対し、日本は世界唯一の被爆国であり、その使用について示唆していることに対し、日本国民である一人として、このような暴挙は断じて容認できません。平和都市宣言の町であり、会津坂下町に生きる一人として、町民の皆様同様、一刻も早いロシア軍の軍事侵略、無条件停止とロシア軍のウクライナ領内からの即時撤退がなされることを切に願っております。

今回の一般質問は、新型コロナウイルス並びに、それに関連するものでございます。

2020 年 1 月 16 日、国内で感染者が初めて確認された新型コロナウイルスは、感染拡大し続け 3 年目となりました。世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスのオミクロン株やそれに伴う症状、感染の速さが世界中で取り沙汰され、2 月 25 日の NHK によりますと、厚生労働省の専門家会合は、減少傾向になっているものの、そのスピードは鈍化していて、ワクチン接種の加速に伴って、継続的に減少した 2021 年の夏の状態とは異なり、全国的に再び増加傾向に転じる可能性があるとして指摘されました。また 3 月 2 日に開かれた厚生労働省の専門家会合では、メンバーの専門家らが、季節性インフルエンザでは 2018 年から 19 年のシーズンの推計感染者数などをもとにした致死率は 0.01% から 0.05% だった一方、オミクロン株では、先月 21 日の時点で 0.13% ほどと、季節性インフルエンザより高いと考えられるとする分析結果が示されました。

世界人口白書 2021 によりますと、世界の総人口およそ 78 億 7,500 万人おりますが、3 月 4 日時点、コロナ感染者数およそ 4 億 4,500 万人、死亡者数およそ 600 万人。日本の人口はおよそ 1 億 2,610 万人、3 月 4 日時点、コロナ感染者数 534 万人、死亡者数 2 万 4,816 名。福島県では 3 月 2 日時点、コロナ感染者数 2 万 5,897 名、死亡者数 188 名となっており、当町においては令和 2 年 9 月 13 日から令和 4 年 1 月 20 日までの期間では、感染者 66 名でしたが、令和 4 年 1 月 27 日から 3 月 3 日までの期間では、感染者数 99 名と増加傾向になっております。

目に見えない恐怖と戦いながら、3 密を防ぐのが厳しい現場で、感染しないか、感染させてしまわないかという緊張の中、取り組まれております医療関係者をはじめ、介護従事者、私たちの生活を支えるために日々ご尽力いただいておりますエッセンシャルワーカー、各種団体、各業種の方々に感謝と敬意を表したいと思います。

先月 11 日のことですが、会津坂下町商工会青年部では、コロナ禍により夏祭りが開催できなかったことから、コロナ禍においても密を避けて開催できることをしようと、医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーの方々への感謝の気持ちを込め、町民の方につかの間の癒しをお届けしようと、真冬の打ち上げ花火を開催しました。

そのことに対する町民 70 代女性の記事が 3 月 6 日の福島民報に載っておりました。長

引くコロナ禍で心身ともに疲れていた私を元気にしてくれました。というような内容の記事で、心が温まる内容でありました。

様々な町内団体、町民の方々も個人として、コロナ禍においても何かできることはないか、日々葛藤しているのではないのでしょうか。そしてそれは町も同じではないのでしょうか。コロナ関連は保健所が窓口となり、県から当町感染者に対する情報も限定的であり、なかなか独自の支援ができていないという厳しい状況にあると思います。

しかしながら、会津西部の中核として新型コロナウイルス軽症者等宿泊療養施設認定に向けた働きかけなど、感染者の自宅待機の課題解決に寄与する取り組みなどは、町が提案することではないのでしょうか。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、5歳から11歳の子ども対象の新型ワクチン接種についてですが、接種による感染予防効果や中長期的な人体への影響については明かになっていなく、人体に実用化するのが初めてとなる遺伝子ワクチンについて、当町がどのように考えているのかおただしするものでございます。

第1に、新型コロナウイルスまん延予防対策について。

- 1、当町における新型コロナウイルスまん延の現状とその分析は。
- 2、当町における新型コロナウイルス軽症者等自宅療養と、それによる家庭内クラスターの現状は。
- 3、当町における新型コロナウイルス軽症者等自宅療養の見解は。
- 4、町民の生命を守るために、旧坂下厚生総合病院など、新型コロナウイルス軽症者等宿泊療養施設認定に向けて働きかけをすべきと思うが、当町の考えは。
- 5、5歳から11歳の子ども対象の新型コロナワクチン接種の考え方と副反応への対処は。

次に第2、学びの保障についてですが、令和3年9月議会一般質問でおただした部分ではございますが、様々な対応をしていただいたにも関わらず、感染拡大は止まらず、デルタ株が広がった昨年夏の第5波では、感染者は20代や30代が比較的多かったのですが、今回の感染の第6波では、その主体が子どもに移ってきております。全国的に新型コロナウイルス感染症予防は難しく、特に子どもを中心に感染、クラスター事例が増加傾向にあります。全国的に児童生徒のコロナ感染や教育施設でのクラスターにより、学級閉鎖などが続いている現状であり、全国的に学びの保障が確保できるのか懸念されております。

しかしながら、当町におきましてはGIGAスクールにおきまして、1人1台タブレットの状況が整っております。しかしながら、ソフトの面で十分な対応がなされているのか、課題は何なのか、その後の対応について、以前の質問の継続として再度おただしするものであります。

第2、学びの保障について。

- 1、コロナ禍における学級閉鎖時の学びの保障の考え方と現状は。
- 2、コロナ禍における学級閉鎖時のGIGAスクール構想で整ったタブレットの活用の現状は。

3、コロナ禍における学級閉鎖、休校などでの学び残しの対策は。
以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時 03 分）

再開は 2 時 15 分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時 15 分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

8 番、佐藤宗太議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 4 についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、検査及び治療と、ワクチン接種にご協力いただいている医療従事者の皆様に厚く御礼申し上げます。また、町民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力により、町内の新規感染者数は日々増減を繰り返している状況であります。改めて町民の皆様には、福島県まん延防止重点対策にご協力をいただきましたことに御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患し、病院以外で療養生活をされている方につきましては、県によるパルスオキシメーターの貸与と体調確認、会津保健所独自で緊急用解熱鎮痛剤の配布がされており、療養生活者の生命を守るべき対応がなされております。

議員おただしの軽症者等の宿泊療養施設として認定される条件としましては、感染者と非感染者の空間を分けることができること、療養個室内に共同ではないトイレ及び浴室があることなどがあります。

町が働きかけをすれば、条件に合う施設においては認定されることは可能と考えますが、旧坂下厚生総合病院を含め、本町にはこれらの条件を満たす施設はないため、難しいと考えます。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私からは、ご質問の第1の1から3と5についてお答えいたします。はじめに、1から3について、関連がありますので一括してお答えいたします。

本町の新型コロナウイルス感染症の発症者数についてですが、オミクロン株による第6波に関する町内感染状況としてお答えいたします。

1月11日以降の週平均の感染者数は、1月30日から2月12日までの2週間で1日平均4人と多く、その後2人、1人と減少しております。また、クラスターの発生もありません。発症者については、県保健所が聞き取り等を行っており、町では発症者についての詳細な情報はないため、自宅療養者に関する情報及びそれに伴う家庭内感染状況については申し上げることはできません。

オミクロン株による感染が主流になって以降、全国的に重症者用病床使用率は低く、自宅療養者が増えているようです。自宅療養される方及びそのご家族におかれては、メディア報道等による、自宅療養中の状態悪化の話題等により、非常にご心配をされる方も多いかと思えます。自宅療養中に体調変化があり不安な方には、24時間保健所に連絡が取れる体制がされておりますので、その場合には相談され、安心していただけるのが一番だと思います。

本町としては、自宅療養される方とご家族に対して、偏見や差別等による誹謗中傷をしないようお願いしたいところでございます。

町民の皆様や事業者の方々の取り組みの効果により、感染状況は落ち着きを見せておりますが、今後も安定、継続して減少していくかどうか様子を見る必要があります。引き続き、一人ひとりが感染防止対策を徹底していただき、新規感染者数を減少させていきたいと思えます。

次に、5についてお答えいたします。

5歳から11歳の接種につきましては、保護者の同意と立ち合いのもと接種していただくこととなります。副反応等につきましては、12歳以上の方と同様、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等様々な症状が臨床試験で確認されているところです。十分な注意が必要となることから、町といたしましては、総合病院小児科を指定医療機関といたします。3月下旬から接種を予定しており、接種を受ける方と保護者の方が少しでも安心して接種できる体制を整えてまいります。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

私からは、ご質問の第2についてお答えいたします。はじめに、1についてお答えい

たします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、今年の1月末から2月はじめにかけて感染の拡大の可能性のある小学校の3学級において、土、日を含んで5日間の学級閉鎖を実施しました。また昨日3月7日より、明日の3月9日まで、現在1学級を閉鎖しております。今後の感染の状況について注視しているところです。

学びの保障は、どのような状況になっても最優先にしなければならないことだと考えております。学校においては、家庭で計画的・主体的に学習を進めることができるように学習計画表を配付し、学習課題を与えたり、タブレットドリルによる復習や予習をしたりするよう指導しました。その際には、保護者にも十分に説明をし、家庭と連携を図っております。

次に、2についてお答えいたします。

すでに整備が完了している学習用タブレットは、学級閉鎖により登校ができなくなった児童・生徒に貸与しております。また、通信環境が整っていないご家庭には、モバイルルーターの貸与を行っております。

今回の学級閉鎖の期間中、家庭で学習用タブレットにインストールされているタブレットドリルを活用して、学習内容の復習や予習を行ったり、NHK教育テレビのNHK for school (エヌエイチケーフォースクール)の番組にアクセスし、動画を視聴して学習を行ったりしました。

また、オンライン会議システムGoogle Meet (グーグルミート)を使用して児童生徒の健康観察も行っております。

今後は、学級閉鎖をしている児童・生徒が、学校で実施している授業を視聴しながら学習できるように機能の拡充や教職員の研修を進めてまいります。

次に、3についてお答えいたします。

これまで答弁いたしました学校の対応により、現在のところ、学級閉鎖による学習内容の学び残しはございません。閉鎖を実施した学級においては、学級が再開してから教職員と児童生徒の関わり合いや、児童生徒同士の関わり合いが重要な学習や協働学習を重点的に行い、家庭で進めた学習の状況や成果を把握して、学び直しや個別指導を行っております。

新型コロナウイルス感染症は、まだまだ終息の見通しが立たない状況ですので、学び残しのないよう、児童生徒の学習を支援する対策を講じてまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎8番（佐藤宗太君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、佐藤宗太君。

◎8番（佐藤宗太君）

再質問をさせていただきます。第1についてですが、オミクロン株に関しましては、当初、致死率が下がってきているということで、デルタ株と比較するとだいぶ数値的にも下がってきていると。しかしながら、先日の厚労省の会合の中身を見ますと、インフルエンザ、季節性インフルエンザよりはまだまだ高い、致死率が高いというような数字が示されたわけですが、その死者、死亡につながるケースといたしますのは、基礎疾患のある高齢者の方に感染した場合、致死率が高くなるようでございます。

当町におきましては、3世代、4世代と、基礎疾患のあるですとか、死亡につながりやすい高齢者の方々と生活をされているご家庭がたくさんあります。小学生が学級閉鎖、当町の学校が学級閉鎖になった際も、家族の方としてかなり数の60代、70代の方々が自宅待機なり、様々な対策を講じたというようなことがございました。

それに対して、自宅療養をするしかないというような見解でございましたが、地域によっては、ちょっと厚生病院の件はなかなか状況が難しいという話ではありましたが、自治体によってはキャンピングカーなり、いろんな手法を使いながら、もしくは企業の協力を得ながら、そういうような場の確保に取り組んでいるところもございますが、当町としては、そのような取り組みに関してはどのようにお考えなのか、おたのしいいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

デルタ株よりもオミクロン株のほうが致死率がちょっと高くなったということで、まず自宅療養については、まず1点目に、高齢者、そして基礎疾患がある方、免疫抑制状態にある方、妊娠している方を除くというようなことでございます。そして、それ以外の方については、まずお医者さんのほうで自宅療養というような形になります。厚生病院さんとかほかの施設で、そういう方を療養してはどうかというようなところでございますが、坂下町においては、そういう今言ったみたいに自宅療養、そういうような施設もございませんので、今のところは考えていないというのが現状でございます。以上でございます。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

なかなか県から情報が降りてこないとか、コロナに対する対応が難しいところもあるんだろうと思いますが、町の大前提として、町民の生命、財産を守ると。そして軽症者

の方であっても自宅待機等々になれば、家庭内での様々な影響が考えられるということ
を想像してみれば、何かしらの環境整備を町主導でしていくことも重要ではないかと考
えますが、いかがでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

自宅療養については、先ほど町長の答弁でもありましたが、共同ではないトイレ、そ
して浴室があるというようなことで国が指定しておりますので、そういう、それに準拠
した形の、やはり自宅療養、自宅、そういうような施設でなければならないというこ
とで、町としても、そういうのがないので、それは今のところ自宅の中で、国の指針とし
ても自宅の中でマスクをして、逆にその部屋である程度接触をしない、接触する人につ
いては限られた人しか接触をしてはならないというようなことで、指針もございますの
で、その中でやっていただきたいというようなところでございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

町の中の施設が難しいという話の答弁でございますが、昨年あたりも、経済界の一部
から、例えば厚生病院とかほか、やっぱり経済を回したりとか、何らかの影響を緩和す
るために、町として対処すべきではないのか等々の声があがっていたと思いますが、ま
た、厚生病院は難しいという話でしたが、もし仮に使えるとすれば交付税措置とかもお
そらく検討、見込めたので、経済界からそういう声があがったのかもしれませんが。そ
のような話があがったときに、厚生病院が無理だとしても、他の施設、無理ですよでは
なくて、何か、現状、無理かもしれませんが、何か代替でできるような施設だったり方
策はないのか、検討はなされたんでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

それについては、検討はいたしませんでした。以上でございます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

今、佐藤宗太議員のおただしで、生活課長は検討しなかったというような答弁ではありますが、厚生病院のほうに、私なりに行って医院長と話してきました。そうしたら、ここにも条件がこうあるわけでありましたが、医院長からの話ですと、コロナ専門病院というふうに病棟にするとすると、そこに医師が2人から3人確保しなければならない。専門的に確保しなければならない。そして、看護師も10人程度確保しなければならない。この人数だけでも、今、厚生病院としては不可能な数字です。よって厚生病院としては対応できませんというような、はっきりと断りというか、そんな話をいただいてきたところで、そこをなんとかという口、私からも出ませんでした。というのが実態でありまして、厚生病院がだめであれば、坂下にはそういう施設、空いているところはないのかなと、そんなふうに思うのが、今現状です。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

厚生病院は一つの例ではございましたが、医療的観点から言いますと、やっぱり各家庭に伺ったりすることよりは、一つの施設等に集約されたほうが、ドクターの数、そして看護師の方々の数も、自宅に訪問するよりはかなり削減されるというような、医療的観点からですので、厚生病院が難しいという話は伺ったところではございますが、町として、本当に無理なものを、その厚生病院は無理なんでしょう。ただそれに代替するような何か方策とか検討とか、ぜひしていただきたかったなと、すごく悲しい気持ちになったといいますか、やっぱりこういうような命に関わり、また坂下町も高齢者の方、非常に多くて、やっぱり心配する声があります。

これは数年後には、もしかしたら収まるのかもしれませんが、やっぱり答弁で何度もおっしゃられている、町民の生命、財産を守ることが大前提であるというような答弁が繰り返し、同僚議員のところでもされていますが、はたしそれがなされているのかという部分ですね。やっぱり難しいことだとは思いますが、検討する余地はあるのではないかと思いますので、今後どうなるかわかりませんが、もし当町で難しければ、他の地域と連携を組みながら、受けていただける環境をつくるですとか、そのような取り組みはして然るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議員のおただしのとおりかと思います。今後どのような形で、今後、第6波が収まって、もしかしたら第7波もくるかもしれないというようなことを考えれば、そういうことも含めた形で、今後、坂下町には厚生病院は該当しないかもしれないけれども、ほかの町村においてそういう施設があれば、共同なりで対応できるというようなことも考えて、今後対応していきたいと思います。以上でございます。

◎8番（佐藤宗太君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、佐藤宗太君。

◎8番（佐藤宗太君）

続きまして、5歳から11歳の子ども対象の新型コロナワクチン接種の考え方について、再質問をさせていただきます。先日、内堀知事が、これから本格的に始まる子どもへのワクチン接種に関して、子どもや保護者への相談窓口を設けて、不安を軽減する対策をすると述べられました。昨日のニュースで報道されました。

一方、大阪のある市では、6日の全国放送で流れていましたが、新型コロナワクチンの接種は強制ではありません。ご本人が希望する場合に限り接種を行うことになります。また接種を希望しない方に対して、接種を強要したり、行動制限を求めること、同調圧力をかけること、さらに差別することなど、決してあってはなりません。予防接種を受ける方は、予防接種による発症予防や重症化予防に期待される効果と副反応リスク、流行している新型コロナウイルスの特徴を確認の上、自らの意思で接種してくださいというような方針を出している自治体もあります。

そういうふうな方針を出したのは接種による感染予防効果や、中長期的な人体への影響について明らかになっていないというところから、この自治体ではそのような首長の発言をしたところでございますが、当町の考え方を再度おただしいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

まず1月末現在で、5歳、11歳の方については767名ほどいらっしゃいます。その、やっぱり安心して接種していただくというようなことで、まず坂下厚生病院さんの小児科について接種していただくというようなところになります。

町の考え方といたしましては、先ほど別な市町村でというようなことで、佐藤議員、言われましたが、それについても国の指針であります。本町におきましても、国の指針に沿った形で、努力義務ではなくて、接種勧奨というようなことで、特に呼吸器系の基礎疾患のある重症者リスクの高いお子さんについては、接種勧奨というようなことで、保護者とお子さんと、そして担当医師というようなところでご相談していただいて、安心して接種していただくというようなところかと思います。

また、先ほど佐藤議員言われましたが、日本国内においてはデータがございませんので、外国の部分のデータしかございません。効果に対する一方、副反応も見られますので、その点については十分保護者さん、そしてお子さん、そしてお医者さんにご相談されて接種をお願いしたいというようなところでございます。以上でございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

強制ではありませんので、もちろん親御さんの考え方で接種する児童、接種しない児童、出てくると思いますが、そのときの、例えば学校の中で、子どもたちですから様々なことが考えられます。学校の対応とかはどのようにお考えでしょうか。

◎教育課長(上谷圭一君)

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長(上谷圭一君)

今議員おっしゃられたとおり、当然、保護者の考え方によって、ぜひ打たせたい、ワクチンを接種したい。ただ、ちょっとまだいろいろわからない部分が多いので心配だと、様子をみたいと、様々な方いらっしゃいます。先ほど生活課長のほうからもお話ありましたとおり、当然、推奨はしておりますが、当然、保護者の判断ということもありますし、学校のほうの教育の中では、そのことも含めて、当然コロナ感染者に含めた、いわゆる差別といいますか、そういうような教育をしないような形で、常日頃から行っておりますので、ワクチンを打った児童、打たない児童とのその区別といいますか、違いによって不利益が講ずることがないような教育と、教職員の行動、指導を徹底するような形で、教育委員会のほうからは申しております。そういうことがまずないということ、我々のほうも常に注意しながら教職員との連携を、学校との連携を取りながら進めているというところでございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

子どもたちのことですから、いろいろなことが、自ら発することもあると思いますので、ぜひ周りの方々に关しましては、ぜひ温かく見守っていただきたいなと思います。

続きまして、学びの保障についてでございます。先ほどNHK関連ですとか、グーグル等を活用して、学びを続けるような環境を確保しているとの答弁がございましたが、それ以外に、例えばリモートでの担当先生による授業とか、その辺りはどのようなになっているのでしょうか。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

このグーグルを利用したり、それからタブレットを利用して学習するというところで、その大前提となってくるのは、保護者の皆様のご協力にかかってくるのが大変多くなります。特に小学校の低学年においては、なかなかその設定から何から、操作がこれ難しいというふうに考えています。まして中学生になれば、自分で動かすところまでいきますので。現在、中学校のほうでは、そういうグーグルを使って実際の授業を見られないかということで、実際、授業中に別室から先生が放送して、子どもたちがタブレットで視聴するというのも実際に行って、着実に準備を進めているところです。

小学生に関しては、なかなかやっぱり自分で、目で見て、そして話を聞いてというのが、子どもたちの実態に合っていくかということ、なかなか相当なストレスがたぶん発生してくるだろう。そういうことで、現在、小学校では、子どもたちの健康観察と、それから先生との関係、友だちとの関係を切らさないという意味での関わりを大事にして進めているところです。

ただ今後、高学年のほうから順次、双方向のタブレットを活用した、そういう学びというものもできるように進めていきたいと考えております。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番（佐藤宗太君）

教育現場で様々な対応がなされているということで、引き続き、答弁いただいたように取り組んでいただきたいと思います、どうしてもタブレットやリモートで対応でき

ないような授業とか、課題もあったりすると思いますが、そのような現状において、何が一番課題となっているのかおたじたいします。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

今一番困るのが、グループで学習したりする学習が、ちょっとできなくなっていること。例えば、部活動であると、合唱、みんなで歌ったり、そういうことが制限をされていると。そういうところが大変、子どもたちにとっては、今までの学び合いをしてきたことができない、そういうところでのストレスは多分に大きいかなと思っています。

あと給食も、みな同じ方向を向いて黙って食べるようにということで指導されていますので、中には我慢できずに話してしまう子もいます。ほとんどの子は我慢して前を向いて食べていますので、食事の楽しさとか、そういうものからすれば、多分なる制約を受けているんじゃないかと思っています。

それからあと、調理の学習においても、なかなかその調理の学習ができない。ある意味、子どもたちが今まで学習の中で学び合っていた部分の学習が、ちょっと制限されているということは、子どもたちにとって大変なストレスだろうと思います。

ただ、子どもたちの様子を見てみると、そういうところにも関わらず、マスクをしながら友だちとじゃれあったりする場面もありまして、それを先生がだめだよと、しょっちゅう規制するわけにもいきませんので、その辺のバランスを見ながら、子どもたちにコロナをどうやって、コロナと付き合っていくかというところで、先生方、指導しておりますが、指導面でも、どうしても注意する機会が、どうしても多くなってしまう。そうすると先生との信頼関係においても、なかなか難しい、そういう指導が求められている、そういうところかなというふうに感じております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

子どもたちのそのような現場の大変さというのは痛感いたしているところでございますが、先生方も、当初、ITに詳しくないとか、そういう年配の先生方もたくさんいらっしゃると思うんです。子どもたちもちろんストレスを抱えますが、おそらく先生方も相当な気苦労があるのではないかと思います。例えば当町には、ITサポートをするような団体があつたりとかしますので、そういうような団体とうまく連携、協力体制を築きながら、スムーズに今後もまだまだいろいろな影響が起こり得る可能性もござい

ますので、対応を町内各団体と連携しながら進めていくような形が、子どもたちにとっても学校の先生たちにとってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

大変ありがとうございます。教職員にとっては、やることがどんどん増えてきてしまって、片方で私のように年齢の高い教員にとっては、英語をやらなければいけなくなってきたりとか、いろんなものが入ってくると、それがストレスになって、なかなか容易じゃないという精神的な多忙感だけが増してくるんですが、そういうところで、またこのICTを使って授業ということになると、多分に取り組めないなということで自信をなくす先生方も中にはいるかなと思います。

そういう意味で、本町においてITサポートの方々が常時学校のほうにいて、機種のメンテナンスも含めて先生方の相談にのっていただいておりますので、こういう学習をしたいんだとか、このように使いたいんだという、ITサポートの方と十分に相談しながらやっていける体制を今組んでおりますので、そういう意味で大変ありがたいサポートをいただいけるなというふうに思っております。

あと、先進的な事例についても今後研究をしていって、子どもたちがタブレットを活用して、いろんな学びが豊かにできるような、そういう環境をつくっていきたいと考えております。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

コロナ禍で子どもたち、非常にストレスを抱えております。先生方もおっしゃったように多忙な業務が、文面なり増えてきていて、かなり大変だと思いますので、先生たちの大変さが子どもたちとかにあまり伝わり過ぎると、子どもたちの教育にとって、はたしてどうなのかなと、すごく懸念がございますので、ぜひ教育現場、教育委員会としても教育現場の先生方の働きやすい環境等に取り組んでいただき、子どもたちの健やかな学習の場の提供に努めていただきたいと思います。再度、いかがでしょうか。

◎教育長(鈴木茂雄君)

議長、教育長。

◎議長(水野孝一君)

鈴木教育長。

◎教育長(鈴木茂雄君)

教育の不易な部分を私は大事にしたいと思っています。その不易というのは、先生方と会ってよく話すんですが、やはり子どもたちのことをよく見てほしい、そして子どもたちの話に耳を傾けたら、子どもたちの話をよく聞いてほしい。そして最後は、子どもたちに、はい来なさいと呼ぶんじゃなくて、教員自体が子どもたちのところに歩み寄って、教師自体が動いてほしいと。そのことが子どもたちにとって、教師と、それから児童生徒の信頼関係を深める、教師にとって大事なことだと思っています。

今コロナで、大変子どもたちと一緒に様々な体験をする活動が制限されておりますが、そのいろんな活動を通して、たぶん先生との信頼関係ができあがっていくものだと思います。読み、書き、ソロバン、昔、基本的な学びをいわれましたが、やはり生徒みんなが同じ場所で、対面で、そして学び合う姿が安心してできるような、そういう時期が早く訪れることを願いながら、日々コロナとそういう感染をしながらも、やはり教師として子どもたちの様子をよく見て、そしてよく聞いて、子どもたちに自分から寄り添っていく、そういう教師集団を目指していきたいと考えております。ありがとうございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

以上をもちまして再質問を終わらせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

本日の議事日程第2において、議案第7号の議案撤回の件をご承認いただき、誠にありがとうございます。

急ではございますが、追加議案の準備が整いましたので、上程したく、議事日程に追加くださるようお願いいたします。

追加提案いたしますのは、議案第27号としまして「会津坂下町課設置条例等の一部を

改正する条例」となります。新庁舎建設に向け、本年４月より庁舎整備課を新たに設置したいことから、関係条例を改正するものでございます。大変申し訳ございませんが、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

お諮りいたします。

ただいま、古川町長から、議案第 27 号の追加提案の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

議案第 27 号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

休憩のため休議いたします。

（午後 2 時 52 分）

再開は 3 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 3 時 00 分）

議案が追加されたため、新たにお手元にお配りした議事日程が追加になります。

◎議案第 27 号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第 4、議案第 27 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、議題とした議案について説明を求めます。

議案第 27 号について、説明願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

追加議案を説明申し上げます。

議事日程に議案の上程を追加いただき、誠にありがとうございます。ご提案申し上げます。

るのは、議案第 27 号としまして「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」1 件の上程となります。

主な内容としましては、新庁舎建設に向け、本年 4 月より庁舎整備課を新たに設置し、全庁的な取り組みとして関係部署と横断的な施策調整を図りたいことから、関係条例を改正するものでございます。

議案の詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議案第 27 号「会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

今回の改正は、組織機構の見直しにより、庁舎整備課の新設及び各部署の所掌事務の一部を見直し、一部の見直しを図るため、関係する町条例 2 本を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表によりご説明を申し上げますので、新旧対照表の参考資料をご覧ください。

右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

まず第 1 条、会津坂下町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

第 2 条については、課の新設にあたり、第 6 号として、庁舎整備課を新たに規定するものです。

第 3 条第 1 項及び第 2 項については、政策財務課の分掌事務にあった広聴広報に関する事項を総務課に移管するものです。

第 6 条については、庁舎整備課の分掌事務を新たに規定するものであります。

次に、第 2 条、会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例の一部改正についてご説明いたします。

第 9 条については、委員会の庶務を政策財務課から庁舎整備課へ移管するものです。

附則については、例規名を 2 回目以降に引用するときは、例規名の後ろに、公布年、種別、番号を括弧書きで記する必要があることから、これを削るものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

説明は以上であります。

◎議長(水野孝一君)

これをもって議案の説明を終わります。

この議案に対する質疑は、最終日に行います。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明、3月9日は、午前10時より両常任委員会を開きます。

10日から13日までは休会であります。

14日及び15日は、午前10時から予算特別委員会を開きます。

16日は休会であります。

17日は、午前10時より本会議を開きます。

17日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時05分）

なお、終了後に、広報広聴特別委員会を開催いたしますので、中会議室にご参集願います。

◎書記（橋本吉嗣君）

事務局より申し上げます。

明日9日に開催されます両常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は大議室となります。

また、14日及び15日に開催されます予算特別委員会は、大会議室となります。

繰り返します。

総務産業建設常任委員会は北庁舎会議室、文教厚生常任委員会は大議室となります。

14日及び15日に開催されます予算特別委員会は、大会議室となります。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 3 月 8 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員